

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議についてですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議員並びに当局におかれましてはマスク着用の上、発言時のみ外すことといたしますのでご協力をお願いいたしたいと思っております。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和2年第1回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

春の芽吹きも待ち遠しい季節になってまいりました。しかしながら、この冬は積雪の量が極端に少なく暖冬でもあったので、この影響が農作物などに悪い影響を与えないことを願うばかりでございます。

また、年が明けてからは新型コロナウイルスの影響により日本国内において、観光業のみならず多方面に影響を与えております。みなかみ町でも外国人の宿泊キャンセルなどが発生していることから、町独自の利子補給金を3月補正をお願いをしているところでございます。今後影響が継続するようであれば、重ねて支援策などをお願いすることもあろうかと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策では、首相の全国小中学校等の臨時休校要請を受けて、町内の小中学校は3月2日から春期休業の開始日まで感染症対策のため臨時休校とすることといたしました。一日も早く終息することを願うばかりでございます。

12月議会定例会以降、閉会中も議員各位におかれましては施策や交流の促進のため、県内外への多くの派遣や出張により調査活動を行っていただき、また、各常任委員会等を頻繁に開催され、施策の検討等をいただきました。熱心な議員活動に改めて敬意を表する次第でございます。

さて、本日の議会定例会に提案いたします案件は、人事1件、条例28件、補正予算6件、当初予算6件、その他8件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶と

いたします。

発言の訂正

議長（小野章一君） 議事日程に入る前に、町長より発言の訂正の申入れがありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 12月定例議会、高橋久美子議員一般答弁の訂正をさせていただきます。

肺炎球菌ワクチン接種の取組についてのご質問の中で、自己負担費用を1,200円とお答えいたしましたが、3,000円に訂正をさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で町長の発言を終わります。

開 議

議長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小野章一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

8番 高橋久美子君

17番 久保秀雄君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小野章一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月3日より、3月13日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月3日より3月13日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告をいたします。

12月定例会後、閉会中とはいえ大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力いただきました。

12月25日には令和元年度中之条湯河原線等整備促進期成同盟会の総会が中之条町役場において開催され、副議長並びに産業観光常任委員会委員の皆さんと出席してまいりました。

令和2年を迎え、1月5日には消防団出初め式が挙行されました。

近年、大型台風や異常気象等による豪雨に直面し、多くの災害が各地で発生しております。このようなときに当たり、地域住民と最も密接な関係を持って活躍されている消防団の皆様方がこれらの災害に対処するため、日々訓練に積極的に励まれておりますことに、新年に当たり改めて感謝の意を表すところであります。

1月7日には、本町の公職に導かれている方々をお招きし、みなかみ町新年賀詞交換会が盛大に開催され、新しい年を迎え、本町のこれからの発展に向けて各方面の皆様方と意見交換ができましたことは大変喜ばしく、心より感謝を申し上げます。

1月12日には、みなかみ町成人式が挙行されました。

新成人の皆様方にはこれを契機とし、これからの人生に誇りと責任を持って大いに前進し、明日の社会を明るくする原動力となれるよう、より一層の社会参加を期待するものであります。

2月8日、9日にはスポーツ振興議員連盟スキー部会主催による研修会が水上高原スキーリゾートにおいて開催され、山本一太群馬県知事を初め、多くの関係者の皆様をお迎えし、有意義な意見交換が行われました。

2月12日には、利根沼田地域県政懇談会が開催され、県の令和2年度予算概要及び主な取組についての説明があり、利根沼田地域の課題や今後の行政運営の在り方について活発な意見交換が行われました。

2月19日には群馬県町村議会議長総会が開催され、去る2月6日開催の全国町村議会議長会定例定期総会において、中島信義議員が町村議会議員10年以上の在職者表彰を受けたことが報告され、その賞状と記念品が群馬県町村議会議長会会長より伝達されました。

その他の日程については、議会事務局で閲覧されるようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（小野章一君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

以上、文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

日程第5 議案第1号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長（小野章一君） 日程第5、議案第1号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第1号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現教育委員の鈴木長善氏が令和2年3月31日をもって任期満了となり、今期をもって退任されることとなりました。

鈴木氏は平成25年11月より2期6年4か月にわたり教育委員として、また、平成31年4月からは教育長職務代理者として務めていただきました。みなかみ町の教育行政の発展のため、多大なご尽力を賜りましたことに対し衷心より感謝申し上げる次第でございます。

つきましては、後任の教育委員として登坂秀子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

登坂秀子氏はみなかみ町上牧660番地1に居住し、昭和52年3月茨城県立下館第二高等学校を卒業後、東武鉄道株式会社等に勤務されました。その後、平成22年7月より特定非営利活動法人北風塾に設立時より勤務され、子育て支援、子供の健全育成等の活動に手腕を発揮され、ご活躍をされております。

登坂氏は豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任であります。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本委員の任命について議会の同意を得たく提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。
これより議案第1号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。
議案第1号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解について

議長（小野章一君） 日程第6、議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第2号につきましてご説明申し上げます。

本事案は令和元年10月30日にみなかみ町小日向668番地1地先において、町有地管理のため立ち木等の伐採作業を実施したところ、隣接地で栽培されていた果樹を誤って伐採し、相手方に損害を与えたものでございます。本件は隣地との境界に対する認識にそごがあったことに起因しており、今後このような事象が生じないように改めて細心の注意を払い業務を進めてまいります。

相手方のご理解もいただいております、早期の復旧が望ましいと思われまことから速やかな措置が必要と判断し、損害賠償金を支払い和解するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番(石坂 武君) 果樹の関係の種類、それと本数、それと何年物かを教えていただきたいのと、聞くところによると加工品の販売もその補償に入っているかどうか、その2点お願いします。

議長(小野章一君) 総務課長。

(総務課長 山岸正幸君登壇)

総務課長(山岸正幸君) お答えいたします。

まず、本数ですが、本数は7株であります。種類はブルーベリーであります。あと加工品ではございません。

以上です。

11番(石坂 武君) 年数、年数。

総務課長(山岸正幸君) 年数は、10年生程度というふうに見込まれております。

議長(小野章一君) 石坂君。

11番(石坂 武君) 加工品ではないという話なんですけれども、私の情報だとジャムだかアイスクリームだか知りませんが、そういったのも販売していたというようなことが情報として入っているんですけれども、それはないということによろしいのかと、当然この金額を出すについて見積書を提示していただいた中の額の決定と、そういうことによろしいですか。

議長(小野章一君) 総務課長。

(総務課長 山岸正幸君登壇)

総務課長(山岸正幸君) お答えいたします。

一部を、すみません、言葉が足りませんでした。一部を、ブルーベリーはジャムやシロップなどに加工をしているということでございます。訂正させていただきます。

11番(石坂 武君) それは補償も入っているの。

総務課長(山岸正幸君) はい、一応1株当たりの標準収穫量、また1株当たりの標準価格によっての補償も含まれております。

11番(石坂 武君) 加工品。

総務課長(山岸正幸君) 加工品につきましては、その中にはそれも含めた形で町内の直売所等の金額を参考にさせていただいております。

議長(小野章一君) ほかにございませんか。

石坂君。

11番(石坂 武君) 再度確認なんですけれども、見積書に全て入っているということの解釈でいいんですよね。

議長(小野章一君) 総務課長。

(総務課長 山岸正幸君登壇)

総務課長(山岸正幸君) お答えいたします。

一応、収穫補償のほうも含めての金額でございます。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

久保君。

17番(久保秀雄君) 今回の質疑の中でのやりとりは全協だとか、総務文教委員会の中でも扱ってきております。それで今日、今の総務課長の答弁を聞くと、今までと違った答弁をしていると、こんなふうに思いますけれども、今日のほうが、今日の答弁が正解でいいと、今までの答弁を修正すると、こういう立場ですか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 今日の答弁が正確なものだということでご理解いただきたい。

17番(久保秀雄君) 修正をするということね。

議長(小野章一君) 修正とすることいいんですか。

町長(鬼頭春二君) はい。

議長(小野章一君) そういうことだそうでございます。

ほかにありませんか。

(発言する声なし)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第7、議案第3号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第3号についてご説明申し上げます。

3年前にユネスコエコパーク登録を目指し、エコパーク推進課を設置いたしました。

この間、ユネスコエコパークの登録を果たし、町内外へ向けてエコパークの理念などの

浸透を図るなど一定の成果を上げることができたと考えております。

エコパークの理念に基づいた取組をさらに進めていくためには、これからの取組に広がりを持たせていくことが大切であります。このため、エコパーク推進課を廃止し、担当課のみが取組を行うのではなく、発展的な考えの下、全庁的にそれぞれの所属がエコパークの理念を共有し、様々な施策について複数の課が連携を図りながら推進していく体制にいたします。

それに伴い、林業の振興や森林環境税の取組へのさらなる充実を図るため、農政課を農林課に改正をいたします。

以上が改正の主な内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 今、町長の提案理由の中に一定の成果を上げたという報告がありましたけれども、課がなくなることによって課内の一部業務の位置づけということになるんだと思うんですけども、その状況になった中でエコパークの推進に関わる業務が低下をするというような懸念もあるのではないかと思うわけですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今までエコパーク推進課でエコパークに関する同じ業務は行ってまいりましたが、それを各課に分散させて担当してもらうことでさらに充実を図っていきたいというふうに考えています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 今までエコパークに関して、単独で課があると、存在するという事で全国的にも注目されて、マスコミでも取り上げられたという経緯があるわけですけども、その辺の認識はどうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それはそれなりに、当初登録を目指す段階でエコパーク推進課を設置したということで登録もされたわけでありあますし、その後の普及活動等にも事業を進めてまいりましたが、それは一定、ある程度一定の成果はあったというふうに思っています。

ただ、これからは普及推進だけでなく、町の事業そのものにもいろんなエコパークの精神を反映して事業推進をしていくことが必要だというふうに判断したところで、今回のエコパーク推進課を廃止して、それぞれの各課に事業を分散化して取り組んでいこうという結論に達しました。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 懸念するのは、全国的に意識レベルが下がったのではないかというような印象を与えかねないかなと思っているわけです。その辺、十分注意した中で今後進めてもら

えればと思いますけれども。

これは質問ではありません。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 みなかみ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第5号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第8、議案第4号、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから、議案第6号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第4号から第6号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第4号ですが、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が令和元年に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改称したことに伴い、条例内における引用箇所の改称と条ずれの修正を行う必要が生じたことによるものでございます。

次に、議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、関係条例を改正するものでございます。

改正の内容は、地方自治法の改正により、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例第8条第1項の地方自治法第243条の2第8項を第243条の2の2第8項とするもので

ございます。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。

令和2年4月1日施行の地方自治法一部改正法による地方自治法の条項ずれに伴い、みなかみ町監査委員条例の一部を改正し、第4条中第243条の2第3項とあるものを、第243条の2の2第3項とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、議案第6号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

議案第8号 みなかみ町公平委員会設置条例を廃止する条例について

議長(小野章一君) 日程第9、議案第7号、群馬県市町村公平委員会の共同設置についてから、議案第8号、みなかみ町公平委員会設置条例を廃止する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第7号及び議案第8号について一括してご説明をさせていただきます。

議案第7号については、令和2年4月1日から群馬県内の市町村一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、渋川市ほか33団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法252条の2の2第3項の規定により提出するものでございます。

次に、議案第8号についてご説明申し上げます。

みなかみ町が群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体となるため、みなかみ町公平委員会設置条例を廃止するものでございます。

以上が共同設置及び廃止の主な内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、群馬県市町村公平委員会の共同設置については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町公平委員会設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町公平委員会設置条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 みなかみ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につい

て

- 議案第10号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 みなかみ町の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 みなかみ町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 みなかみ町交通指導員設置条例を廃止する条例について

議長（小野章一君） 日程第10、議案第9号、みなかみ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第14号、みなかみ町交通指導員設置条例を廃止する条例についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第9号から14号について、会計年度任用職員制度に伴う改正及び廃止のため、関連がありますので一括してご説明をさせていただきます。

まず、議案第9号についてご説明申し上げます。

地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続が様々であるため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするため改正を行うものでございます。

次に、議案第10号、11号、12号についてご説明申し上げます。

第10号は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員となる職の要件が厳格化されたことにより、当該条文の適用にならない職を削る改正を行うものであります。

削る職については、区長、交通指導員、青少年育成指導員、健康づくり推進員、保健推進員、環境指導員になります。

第11号につきましては、人事院勧告により国の給与表が改正されたため、国に準じて改正するものでございます。

第12号につきましては、さきに述べましたように区長職が特別職非常勤職員でなくなることから、報酬や任用など定めの一部を改正し、加えて業務委託を行う際の職務内容等の見直しを行うため改正するものでございます。

最後に、議案第13号、14号についてご説明申し上げます。

第13号につきましては、みなかみ町交通指導員設置条例を廃止することに伴い改正するものでございます。

第14号につきましては、交通指導員が特別職非常勤職員でなくなることから、現行の制度が継続できなくなるため廃止するものでございます。

以上が改正及び廃止の主な内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） まず、議案第9号について質疑はありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今、町長のほうから幾つかの役職について変更すると、こういうことであります。あとの議案とも関連するかと思えますけれども、1点、分かりやすいかと思って、交通指導員に限ってちょっと質疑をさせていただきたいと思えます。

交通指導員、5ページで、報酬が改正案ではゼロになっていくとこういうことであります。これまで交通指導員、いろいろな関わりの中で、町に対してもいろんな貢献をしてきてくれていると思えます。これからは報酬がなくなると、こういう現状の中で、交通指導員ですがその活動というか存続も含めてどんな考えを持っているのかお聞かせいただければと思えます。

議長（小野章一君） 町長。

（「議案9じゃないのかね、議案9でしょう」の声あり）

議長（小野章一君） 今、議案9号。

17番（久保秀雄君） 9か。

（「議案ごとにやるんじゃないのかい」の声あり）

17番（久保秀雄君） 失礼しました。

議長（小野章一君） 今、議案9号について受け付けているんですが。

（「ぼーっとしていたら分からなくなりますよ」の声あり）

議長（小野章一君） はい、すみません、議案9号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ないようですので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） 議案第10号の、10号でいいんですよね。

議長（小野章一君） はい。

4番（阿部 清君） 7ページ、7ページの条例の新旧対照表の上から6行目、産業医、これ昨年増額ということちょっと記憶しているんですけども、現行のところでは年額10万円となっています。改正案では日額10万円となっているんですけども、これは日額ということによろしいのか確認ということで伺います。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

4番（阿部 清君） 上から6行目。

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

こちらは間違いでございます。修正させていただきたいと思えます。こちらにつきましては年額のことでございます。上の青少年育成推進員を削ったことによつてちょっとそこのが、点々が残ってしまいましたので訂正をさせていただきたいと思えます。よろ

しくお願いします。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

4 番（阿部 清君） じゃ、改正案のほうが年額ということで、そのまま日額じゃなくて年額になるということによろしんでしょうか。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） はい、そのとおりでございます。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 5ページの交通指導隊員のところで、交通指導隊員の報酬がゼロになっています。これからのこの交通指導隊の活用の方法、それともう一つは条例が廃止をされます。それと交通安全条例の一部ということで、交通指導隊と、こういう文言がその条例の中に残っていくかと思えますけれども、交通指導隊の在り方というか、これからの活動をどのように進めていくのかお聞きをしたいと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 区長さんも、交通指導員の皆さんも今までやってもらっている仕事が変わるわけではございません。ただ、特別、今までは特別職の非常勤職員ということで報酬を支払っていたんですけれども、その規定がまずいという話になりましたので、非常勤職員ではなくて、区長さんもそうなんですけれども、交通指導員の方についても業務委託契約を結んで、今までと同じような仕事をやっていただきながら、報酬については今までの年幾らとかそういう支払いではなく、業務委託契約の中で金額を定めて支払いをさせていただくということに改正をさせていただきたいということで、金額等については今までの金額等変更はございません。

議 長（小野章一君） ほかにございませんか。

高橋久美子君。

8 番（高橋久美子君） 2ページのところに老人福祉センター運営委員会会長の報酬の金額が載っているんですけれども、これは老人センター廃止の後で廃止の条例が出ていますよね。これとの関係というのは特にはないんでしょうか。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

そちらの、この後で出てきます条例等が廃止のご決定をいただきました後に訂正、こちらのほうを変えさせていただくような形になると思います。

議 長（小野章一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ないようですので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ないようですので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

中島君。

13番(中島信義君) 区長の報酬が今度は契約というふうになるそうで、今町長のほうからそういう説明がありました。その区長の事務取扱というのが2ページに載っております。過去、こういった区長に対してこういった業務をするんだという内容の説明はまずあったのか、ちょっと聞きたいと思います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 毎年、区長さんが替わられた4月に区長さん全員で集まっておきまして、そこで総会を開いております。その中で区長さんのやっていただきたい業務については、条例の中でこういう決まりがありますということでご説明はさせていただいております。

議長(小野章一君) 中島君。

13番(中島信義君) 私が20年、21年と区長さんになったときに、多分これは聞き漏らしたとすればこれは自分の間違いかもしれませんけれども、なかったような気がいたしますので、今後、こういったその区長の業務そのものが区長さんの何というんですか、受けるに当たって、各地区で区長さんを指名するときにいろんなその議題に上がってくるような気がいたします。やはり、最近の区長さんのいろんな話聞くと、なぜこんなことをしなくてはならないかという声は何点か聞きましたけれども、それらも併せて新年度には新区長さんが多分集まると思います。ぜひそういったところを丁寧に説明してもらって、やはり今後区長を選出するに当たって、各区の内情もしっかりこう何というんですか、考えてもらって、そういったその、これから業務をしてもらうためには区長さんの理解を得ることが必要かと思っておりますので、その辺はどうでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 私、常々言っているんですけれども、行政は町だけでできるものではないというふうに思っています。町民の方にも随分いろいろご協力いただかなければならないというふうに思っています。その町民と町の役場を結ぶのが区長さんの役割だというふうに私は認識しておりますので、今後、十分そういった説明をして、区長さんにも理解をさせていただいて町の行政にお手伝いをいただくということで進めていきたいというふうに思っています。

議長(小野章一君) 中島君。

13番(中島信義君) 併せて、いつとき町が統合した後、区の再編ということが行われてきたわけですが、進まないのが現状です。やはり、こういったその業務をしっかりこう、事務をしっかりお願いするに当たっても、また、区の再編というものを行政として少し介入してもらわないとなかなか各地区内だけでは進まないような現状だと思います。その辺も町長としての考え方はどうなのかお聞きしたいと思います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 行政区の合併については、合併当初からいろんな議論がされております。や

はり、合併というのはやっぱり大人の人が結婚するのと同じなんだと思うんです。お互いに認め合えば結婚できるし、周りがとやかく言ってしろしろと言っても、それはお互い納得しなければ結婚はできないわけですから、今までもそういった話はいっぱいありましたけれども、いろんな今までの歴史の流れがあつてなかなか進まないというのがそれは現状ということは認識しております。やはりそれは関係者の皆さんが合併しなければいけないという、そういう理解をしていただかないとなかなか進まないんだというふうに思っていますので、働きかけはしていきたいとは思っていますけれども、なかなかそれは難しいのかなという理解はしています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ないようですので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ないようですので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ないようですので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町交通安全条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町交通安全条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町交通指導員設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町交通指導員設置条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 みなかみ町森林環境譲与税基金条例の制定について

議長(小野章一君) 日程第11、議案第15号、みなかみ町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第15号につきましてご説明申し上げます。

今年度より国から森林環境譲与税の譲与が開始され、その用途は間伐などの森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに関する費用に充てることとされております。これにつきまして、本譲与税の有効活用と事業の計画的実施のため、年度

ごとの事業量の変動への対応や年度を超えた柔軟な予算執行に備えて基金を設置して運用することとし、森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第15号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 みなかみ町山岳資料館条例を廃止する条例について

議長（小野章一君） 日程第12、議案第16号、みなかみ町山岳資料館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第16号につきましてご説明申し上げます。

谷川岳インフォメーションセンターの建設に伴い、湯原のみなかみ町山岳資料館についてはその機能を当該センターに移して閉館することから、本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 現在、勤務している方の処遇はどうなるか。それと、廃止後のその施設の有

効活用に向けてはどう考えているか、この2点、よろしく願います。

議長（小野章一君） エコパーク推進課。

（エコパーク推進課長 高田 悟君登壇）

エコパーク推進課長（高田 悟君） お答えします。

今後の活用のほうからですが、地域の方でまた別の形で当該施設の場所を活用したいというお話があるということです。またそのような方と議論、検討を進めていくということで、併せて今勤務されている方のことにつきましても、同様に話し合いを進めていくということでもあります。

以上です。

議長（小野章一君） あと、勤務している人の、勤務している人はどうなるかということです。

エコパーク推進課長（高田 悟君） 今、後半の部分です、併せて検討してまいります。

議長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） 具体的に、もう既にその現状勤務している方とそういった方向性の話し合いがしているのか、それとも今後することなのか、もう1か月切っているわけですが、4月1日からということの話だとすると、その本人と話が進んでいますか。

議長（小野章一君） エコパーク推進課。

（エコパーク推進課長 高田 悟君登壇）

エコパーク推進課長（高田 悟君） お答えします。

インフォメーションセンターができることに伴ってのことですので、かねてから相談を進めていて、いるところであります。

議長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） ちょっといまいち分からないんですけど、湯原に現在勤務している人との話は進んでいるか、そういうことです。

議長（小野章一君） エコパーク推進課。

（エコパーク推進課長 高田 悟君登壇）

エコパーク推進課長（高田 悟君） はい、今まで勤務されていた方との話し合いが進められています。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 4月1日から廃止ということです。今、土合にインフォメーションセンターを建設中ということでもありますけれども、もうその山岳資料部分のあれが、4月以降そちらのほうへ順次移行されるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（小野章一君） エコパーク推進課。

（エコパーク推進課長 高田 悟君登壇）

エコパーク推進課長（高田 悟君） お答えします。

インフォメーションセンターのオープン、環境省がオープンするのが令和3年度になりますので、その間、まず今のこの条例に関しては湯原の資料館のことで、まず土合にも今、土合のあそこのロープウエーのところにも資料館がありますので、今の資料館の資料等を

土合のほうにまずは仮置きするなどして資料の整理などを進めることとなります。そして、そのまま土合のほうは山岳資料館としての機能はまだございますので、インフォメーションセンターができるまでの間は4月1日からそのまま資料館としてインフォメーションセンターに移るということではなく、その準備を進める段階ですので、インフォメーションセンターとして資料館の機能が発揮されるのは、完成する令和3年度からということになります。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにございますか。

中島君。

13番（中島信義君） 聞くところによると、インフォメーションセンター、今年の夏が終わった頃プレオープンではないですけども、正式オープンではありませんけれども何か一部機能が始まるというような話は聞いておりますけれども、それはそれで間違いないと思うんですけども、それに関連してそのインフォメーションセンターにその資料、今展示されている資料を移すに、今、湯原にある資料館で多分300点とか400点ぐらいあると思うんですけども、そういった部分がその展示されるスペースは可能なんでしょうか。

議長（小野章一君） エコパーク推進課長。

（エコパーク推進課長 高田 悟君登壇）

エコパーク推進課長（高田 悟君） お答えします。

インフォメーションセンターにつきましては、限られたスペース、展示スペースですので、湯原と土合の資料館にあるそのもろもろの資料全てをインフォメーションセンターに置けるほどのスペースは確保できないと見ております。そのため、土合の資料館は一部そのストックヤード的な活用も含めて考えておりますので、その中での資料の整理ということも当然まず今必要なことですが、貴重な資料がたくさんあると思いますので、土合の資料館も活用しながらインフォメーションについては、センターについては上信越高原国立公園に関するものや谷川岳に関するものを中心に常設展示をして、そのほかにも数多くの山岳関係の資料がございますので、例えば企画展を行うなどして適宜資料を入れ替えたりして活用するというようなイメージで、今、関係者と相談をしたり、調整をしたりしているところです。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） ちょっとその今の山岳資料館との展示品とはちょっとずれるかもしれませんが、今その土合に建設中の環境省が造って建設しているインフォメーションセンター、これは完成後は環境省直轄とするのか、あるいは町にいろいろその機能は、機能という言い方はおかしいけれども、運営は町とするのか、その辺がもし答えられる範囲であったらお願いします。

議長（小野章一君） エコパーク推進課。

（エコパーク推進課長 高田 悟君登壇）

エコパーク推進課長（高田 悟君） 詳細の運営も含めて、今、環境省、関係者と検討を進めているところですが、運営につきましては協議会方式というような形になるかと思えます。環境省の直轄というよりは、環境省と町と、あと町では谷川岳エコツーリズムの推進拠点にしたいという思いがありますので、谷川岳エコツーリズム推進協議会と、そのようなメンバーの協議会を町と環境省とエコツアーの協議会と一体となって、協議会で運営をしていくようなことで今進めております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町山岳資料館条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町山岳資料館条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第13、議案第17号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

みなかみ町国民健康保険税条例第27条減免規定の第1項に国民健康保険法第59条の規定により、療養の給付等の制限を受けている被保険者の属する世帯の納税義務者を追加するものであります。

刑事施設等に収容されている被保険者に対しては、在職期間中公費により必要な対応がなされているため、国民健康保険の給付が制限をされております。国民健康保険法に合わせた取扱いを明確にし、群馬県内の市町村が統一した事務処理を行うための改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第17号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。
これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第14、議案第18号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正となり、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑の登録を受けることができるようとするための一部改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号 みなかみ町老人福祉センター条例を廃止する条例について

議長(小野章一君) 日程第15、議案第19号、みなかみ町老人福祉センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第19号についてご説明申し上げます。

みなかみ町老人福祉センターは昭和51年から高齢者等の憩いの場として多くの方々にご利用いただいておりますが、築後45年が経過して老朽化が顕著であり、併せて耐震基準に適合していない施設であります。

平成27年に策定されたみなかみ町公共施設等統合管理計画の中で、公共施設の管理に関する基本的な考え方が示されたことにより、当該施設については廃止の方向で検討を進めてまいりました。関係者等への説明会を実施する中で、平成28年12月議会に継続使用に関する請願書が提出され、審議の結果、当面の間使用を継続するという内容で採択され、3年が経過したことから、改めて廃止の旨を関係各位へ説明をさせていただきました。

その中では存続を望む意見等もありましたが、利用者の安全性や町の財政状況等を説明し、町の方針をご理解いただいたところでございます。

廃止に当たり、利用者の方々が心配をされている代替施設と利用料金については、みなかみ町保健福祉センターの一部を団体での利用を除き、当面の間は無料にて利用できるよう調整を図っております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番(石坂 武君) 今、町長のほうから説明があったんですけども、28年12月の請願以降、

廃止に向けて相当の期間あったわけですが、十分な説明、対応をしたかどうか、していたか、していなかったんじゃないかと思いますが。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 何回か関係者に集まっていたいて、説明会をしてきたというところがございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） まあ、回答はそれに終始するんだろうと思うんですけども、実際のところは、その動きは最近になって頻繁になったとそういうふうには捉えているわけですが、現状の利用者との関係において、説明会以降でもいいんですけども、現在まで何か動きがあるのでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 定例の中で説明させていただきましたけれども、平成28年12月に請願が採択されて、3年が経過したからということで、今年度について関係者の説明会は加速をさせていただきました。今年度にて何回か説明会をさせていただき、おおむね了解をいただいたということで廃止の提案をさせていただいたということでございます。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

高橋市郎君。

15番（高橋市郎君） 廃止の説明会には参加をさせていただきました。あの状況で存続を求める人たちに納得をしていただくのは到底無理な話だなという雰囲気だったと思います。

先ほど、町長の提案理由の説明の中で、平成28年に請願が出てそれを採択した。そのときに審議をしたのが厚生常任委員会、私、委員長で審議をさせて、審査をさせていただきました。

提案理由の説明の中に「当面の間」という文字が入って、そのとき、いわゆるその当時の施設を管理していた総務課長、総務課の課長の説明の中に、代替施設というところの中で老人福祉センターもあり、そのほかに後閑公民館があつた当時まだ建設中だったかな、後閑公民館または町組の公民館、カルチャーセンター等のいろいろな施設の話が出ていた経緯があるというふうに私理解しているんですけども、そんな中で、後閑公民館、カルチャーなり福祉センターは当然町の施設だからいいと思うんですけども、後閑公民館なり町組の公民館等について、その当時そういう話が出たので、今回の説明会の中でもそういう話が出た。そのときに、区の持ち物を勝手にそんなに使うわけにいかないというようなそんな説明会を聞きに来た方からの話もあったようですけれども、やはりそこは町が間に入って、なるだけ利用がしやすいようなことにさせていただくことがいいのかなと。請願が出たときの経過を踏まえての話なんです。その辺について、課長が多分誠意努力をされてその辺も進んでいるかと思うんですけども、その辺についてはどういうふうに、まあ現状、進行状況だと思うんですけども、結果は出ていないと思うんですけども、そういう方向で今後は行政区とも調整をして、協力をいただくようなことをするのか、その辺はどういうふうにお考えなんですかね。

議長（小野章一君） 町民福祉課。

(町民福祉課長 松井田順一君登壇)

町民福祉課長(松井田順一君) お答えいたします。

町の施設として考えているのは、先ほど申しました町の保健福祉センターとカルチャーセンターを考えております。あと、地域にある公民館、この辺で申しますと後閑、町組、下牧等につきましては、区長さん、区長さんはちょっと毎年替わってしまうんですけども、今年区長さんなりとお話をさせていただいた中では、申請をしていただければ団体であっても使用していただく分には特に問題ないということでございまして、この間の説明会でも、そういった地域の施設を使わせてもらうのであれば町が中に入って区と協議をして、つなぎ役というんですか、中間役ということで、町のほうで当初、最初の何回では入らせていただいて、それ以降スムーズに利用していただけるような形で進めていきたいと考えております。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町老人福祉センター条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町老人福祉センター条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号 みなかみ町福祉センター条例を廃止する条例について

議案第21号 みなかみ町通所介護事業所条例を廃止する条例について

議長(小野章一君) 日程第16、議案第20号、みなかみ町福祉センター条例を廃止する条例についてから、議案第21号、みなかみ町通所介護事業所条例を廃止する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長（鬼頭春二君） 議案第20号及び議案第21号について一括してご説明を申し上げます。

みなかみ町福祉センター条例及びみなかみ町通所介護事業所条例につきましては、それぞれの施設で介護保険法に基づく通所介護に関する業務及び老人福祉法の規定による措置に関する業務を行うものと規定をされており、指定管理者にて行わせることができることとなっております。

しかしながら、いずれの業務についても町が行うものではなく、社会福祉法人または医療法人等が県の指定を受けて実施するものであり、町の条例で定める必要がないとの判断により本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 議案第21号も一緒にいいの。20号と21号。

町 長（鬼頭春二君） はい。

議 長（小野章一君） いいですか、はい。

町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

議 長（小野章一君） これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結させていただきます。

議案第20号、みなかみ町福祉センター条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町福祉センター条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（小野章一君） これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結させていただきます。
議案第21号、みなかみ町通所介護事業所条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町通所介護事業所条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号 みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第17、議案第22号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項の放課後児童支援員について一部が改正されたことに伴い、当条例第7条第2項の放課後児童支援員についてを同様の内容に改めるとともに、表現を簡潔にするための条例改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第22号について質疑はありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 文字が「研修を修了したもの」、これから「該当するもの」とこういうふうに変化するのかなと思います。「修了したもの」というのは特定されるかと思いますが、でも、「該当するもの」とこれについては当局サイドはどのような理解をして、どんな運用を考えているのかちょっとお聞かせをいただければと思います。

議長（小野章一君） 子育て健康課。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

「該当するもの」というのは条例に定めるもので、研修を修了、研修を受けられる保育士と、あと教員とかという資格を持っている者で、その資格を持っている人が研修を受けて、研修が修了した者が「修了したもの」ということになっております。

その運用ですが、それがなかなか難しいので、この後出てくるものでみなし支援員とい

うのを長くして、その「修了したもの」を多くして学童のほうの支援員のほうにしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第23号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第18、議案第23号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第23号についてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業に従事する者で、認定資格研修を修了していない者であっても放課後児童支援員の資格を満たし、平成32年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は放課後児童支援員とみなすことが可能とされているみなし支援員について、各市町村の実情を踏まえ、引き続きみなし支援員制度が必要であるという場合には各市町村の責任と判断の下、その期間を延長することが可能となりました。

今後、新たに事業を実施する事業者は、放課後児童支援員を確保できない可能性もあり、みなし支援員を認めないと事業が実施できないことも考えられるため、みなし支援員に係る経過措置期間の延長を行う条例改正であります。

改正の内容は、附則第3項中、平成32年3月31日を令和7年3月31日に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

これより議案第23号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は、10時45分としたい考えであります。よろしく申し上げます。

（10時30分 休憩）

（10時45分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19 議案第24号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第19、議案第24号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により事業を進めておりますが、この条例の内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、整合を図るための条例改正であります。

改正の内容は、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、改正されるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第24号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

これより議案第24号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第25号 みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例について

議 長（小野章一君） 日程第20、議案第25号、みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第25号についてご説明申し上げます。

利根沼田広域市町村圏振興整備組合斎場条例における使用料が改正され、令和2年4月1日から適用されます。このことから、火葬場使用料の均衡を保つため、みなかみ町火葬

場条例を改正するものです。

改正の主な内容は、12歳以上のご遺体で本町住民の場合、現行の1万円が1万1,000円に、本町住民以外の方の場合、現行の3万円が3万3,000円に、また、12歳未満のご遺体で本町住民の場合、現行の6,000円が7,000円に、本町住民以外の方の場合、現行の2万円が2万2,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第25号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

これより議案第25号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、みなかみ町火葬場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第26号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第21、議案第26号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第26号についてご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、下水道条例において、下水道排水設備指定工事店の指定基準を定めておりますが、現行条例では、成年被後見人もしくは被保佐人に該当する者は指定工事店の指定基準に適合しないとされております。今回の法整備の趣旨を踏まえ、指定工事店の

指定基準に係る欠格条項から成年被後見人及び被保佐人の事項を削除し、新たに、精神の機能の障害により、排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものとする項目を追加する改正をするもの
でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第26号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例については、原案
のとおり可決されました。

日程第22 議案第27号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第22、議案第27号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第27号についてご説明申し上げます。

水道法の一部を改正する法律の公布に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料
を定めるため、関係条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新が
導入されたことに伴い、更新にかかる手数料を定め、その額を1件につき1万円とするも
のです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第27号について質疑はありませんか。

鈴木美香君。

3 番（鈴木美香君） みなかみ町水道事業について、指定給水装置工事事業者証を交付ということで、更新の枠ができたわけですが、こちらは期間というか、そういうものはどのくらいの期間で更新をしなくてはならないものになるのでしょうか。

議長（小野章一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

更新の期間ということでございますけれども、指定工事申請5年間、5年間ということで導入をされております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

これより議案第27号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第28号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第23、議案第28号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年度に続き、附則第3項における借換え制度に係る特例制度の継続に

伴う措置であります。

群馬県では、中小企業者への支援策並びに小口資金に関わる返済負担の軽減策として、平成15年度以降融資を受けている事業者の売上げが減少等の要件を満たす場合、平成21年12月から借換え要件緩和の特別措置を行っております。令和2年度も引き続き実施する旨の通知が群馬県からありましたので、みなかみ町も連携して運用していることから、附則第3項中の「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第28号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

これより議案第28号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第29号 みなかみ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第24、議案第29号、みなかみ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、民法の一部を改正する法律により、個人根保証契約に極度額の設定が必要になるなど、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月に施行されるものに対応するためのものでございます。

公営住宅の入居に際しての連帯保証人の取扱いは、事業主体の判断に委ねられており、みなかみ町営住宅等の入居については、これまで連帯保証人の確保が必要となっておりました。この規定により、連帯保証人を確保できずに入居を断念する事例もありました。全国的に身寄りのない単身高齢者等が年々増加していることなどを踏まえると、今後、連帯保証人の確保がさらに困難になることが懸念されます。また、みなかみ町営住宅等の入居率は年々減少している状況にあります。

今回、みなかみ町営住宅管理条例及びみなかみ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、連帯保証人の規定を削ることによって、身寄りのない住宅困窮者への住宅の供給と入居率の増加を図ることを目的としております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

これより議案第29号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、みなかみ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、みなかみ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第30号 みなかみ町空家等対策協議会設置条例の制定について

議長（小野章一君） 日程第25、議案第30号、みなかみ町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

本条例制定については、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行うことを目的として、空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） いよいよ動き出すなということで、大いに期待される場所なんですけれども、条例の第4条、組織の中で空き家対策に関する学識経験を有する者という記載があります。具体的にどういうことなのか教えてください。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

この中で、法律に関する学識経験者、弁護士や司法書士、さらには行政書士、不動産に関する学識経験者、宅地建物取引業界の支部長であるとか、あるいは土地家屋調査士であるとか、建築士であるとか想定しております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

14番（阿部 賢一君） 空家等の等には何が含まれるのか想定しているのかと、この条例改正の中で、費用弁償に関する条例ということで、ここにうたってあるわけですがけれども、前段の議論の中と何か整合がとれないような気がするんですが、その報酬の弁償の件、あと等には何が含まれるのか想定しているのか、空家等の等。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

まず、この条例の基になっている法律、これが空家等対策の推進に関する特別措置法というものが国の法律にあります。この中で、空家等とは何なのかということがうたわれているわけですが、そこの中には、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。」ということで、建物と工作物、敷地も入っていますので、等という表現になっています。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 附則の中で、いろいろ先ほど阿部議員からありましたように、報酬の関係が入っているかと思えます。通常でいけばこの附則については、いつから施行しますとこういうところで終わるのかなとこういうふうに思っています。

それと、先ほどの関連で、老人福祉センターの運営委員の報酬について、あとの法律が、

条例が成立した時点で変えていきますよとこういうことであると、この当局サイドの条例の提案の姿勢について、まちまちというか一貫性がないなとこういうふうに感じているわけですが、その辺の扱いは何か理由があってやっていることなのかなと、その辺のところもお聞かせをいただきたいと思います。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 久保議員ご指摘のとおり、老人福祉センターについては、条例が廃止された時点で改正しますという説明していますが、今回は附則の中でやっているという、いろんなまちまちの対応だということで、分かりにくいということもありますので、今後は統一してやっていきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） ほかにありますか。

久保君。

17番（久保秀雄君） そうすると今回出てきたのは、この空き家の条例が初めてということだと思いますけれども、似たような条例というのか、これからいっぱい出てくると思うんですよ。それについては統一した形でやっていくと、一番すっきりした形がいいのかなと思うんですけれども。

議 長（小野章一君） 提案でよろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、みなかみ町空家等対策協議会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、みなかみ町空家等対策協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第31号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議 長（小野章一君） 日程第26、議案第31号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

現在、町では小中学校統合指針計画に基づき、学校統合を進めているところであり、管内の中学校については令和4年度に統合し、新たな中学校として開校することになっております。それに伴って、みなかみ町立学校設置条例の別表を一部改正するものであります。

具体的には、月夜野中学校、水上中学校、藤原中学校、新治中学校を統合し、名称を平仮名の「みなかみ中学校」に、所在地をみなかみ町月夜野80番地に改正するものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第31号について質疑はありませんか。

中島君。

13番(中島信義君) 学校名については、いろいろ前もっての情報は入っております。

施工はここに出ているとおりでございますけれども、これと関連してですけれども、校歌についてはいつ頃から募集を始めて、また、どんな形で募集するのかをちょっと教えていただければと思います。

議長(小野章一君) 学校教育課長。

(学校教育課長 杉木隆司君登壇)

学校教育課長(杉木隆司君) お答えさせていただきます。

校歌につきましては令和2年度に、今、中学校統合準備委員会の中で総務部会というのがございますので、一応その中で検討して、まずは公募という形で検討を始めて、その中でいろいろ検討して、令和2年度中にはある程度方向性決めていきたいという予定で今おるところでございます。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

これより議案第31号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第32号 指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）

議案第33号 指定管理者の指定について（みなかみ町立水上児童館）

議長（小野章一君） 日程第27、議案第32号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）についてから議案第33号、指定管理者の指定について（みなかみ町立水上児童館）についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第32号及び議案第33号を一括してご説明申し上げます。

今回上程しますのは、新たに指定管理者を指定するみなかみ町新治学童クラブ及びみなかみ町立水上児童館の2施設であります。いずれの施設も公募を行い、2月4日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において審議をいただいたところでございます。

新治学童クラブにつきましては、2者の応募があり、選定された有限会社遊人舎は当町において15年間にわたり、高齢者介護事業を営んでいるノウハウを生かし、児童と地域の高齢者の交流などが取組みられます。

水上児童館につきましては、社会福祉協議会1者のみの応募でありました。社会福祉協議会は地域に密着した活動を続けており、住民からの信頼も厚く、平成29年度からは県の委託を受けて、子供の生活学習支援事業も実施しており、いずれの施設も指定期間につきましては、令和2年4月1日からの3年間となっています。

以上、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第32号について質疑はありませんか。

阿部君。

14番（阿部 賢一君） 新治の学童クラブなんですけれども、有限会社遊人舎、15年間介護事業を展開しているという話なんですけれども、代表者の氏名と職員数、その遊人舎の職員数、それと併せて、新治学童クラブの利用児童数というのが分かれば教えてください。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

総合戦略課長。

それでは、この代表者と利用者数の関係で、子育て健康課、分かる部分ありますか。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） 新治学童につきましては、利用者数をお答えいたします。

今現在、27名の利用があります。

以上です。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えいたします。

新治学童クラブの指定されました遊人舎ですが、代表取締役、室橋正晃さんです。ちょっと役員の方は取締役2名ということで3名です。ちょっと従業員についてはまた調べたいと思います。

以上です。

議長（小野章一君） あと職員数。分かる。

（「ちょっとまた調べて」の声あり）

議長（小野章一君） 職員数については、後でお知らせということによろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） 議案32号の関係なんですけれども、指定管理者に2者が応募したということなんですけれども、その2者の名前と、それとあと指定管理料、これがかかっているようであればそれも教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 総合戦略課。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

学童クラブの応募のもう1者ですが、みなかみ町シルバーの会です。会長、サトウオサムさんです。

指定管理料につきましては、今後、担当課のほうで協議の上、決定するというので、まだ額は公に表示しておりません。

以上です。

議長（小野章一君） 応募者が2名いるそうですけれども、どなたですかということ。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） 先ほどのシルバーの会と遊人舎の2者ということです。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにございますか。

鈴木初夫君。

10番（鈴木初夫君） 遊人舎に決定されておいて、まだ指定管理料が決まっていないということは、ちょっと分からないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

学童クラブにおきましては、子供の利用数で変わってくるものですから、はっきりとした決定は、これから子供の募集をして決定という形になるので、今現在きちんと決定して

いないということでございます。

以上です。

議長（小野章一君） 鈴木初夫君。

10番（鈴木初夫君） そうすると、子供の数が分からないということは、また来年、次の年、3年間これあるわけですけれども、そのときにはその都度、子供の人数によって指定管理料が変わるというそういう理解をしたんでよろしいのでしょうか。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

3年間につきましては、国から来る補助金等については変更がありますけれども、町はその人数を鑑みて決定はしますので、3年間については変更はなしで、子供の人数の上限を考えてここまでという定数で、今後、正式には決定したいと思います。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 子供の数も分からない、契約金額も未定、でおきながら2者で片っぽに決めるという根拠はどこにあるんですか。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

募集要項の中に指定管理者の選定基準がありまして、この中で、指定管理を受けようとする団体の事業計画に基づいて管理を行う能力があるかどうかというような判断と、また、計画内容が当該施設の有効を最大限に発揮できるのかどうかという事業提案を、書類を出していただいて、その内容で決定している、判断をしているものです。

また、金額については、子供の数によって幅がありますので、それはまた別のものと、金額については別ということで判断をしております。

以上です。

議長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） 受入れ人数の部分で判断と言ったけれども、だって未定なんじゃないですか、数が。ということになると、そこが判断材料にしていいのかどうか。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

判断材料につきましては、経費節減のところもありますけれども、実際の運営実績と内容を主に判断した結果ということですよ。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 契約をするということは、契約の一番主なものは金額、それから期日、相手

をどこにするかと、こういうことが契約の主な事柄かなとこういうふうに思っています。期日と相手は決まりましたと、金額が決まりませんと、そうすると当局サイドの予算の組み立て方というのは、全てこれがこのぐらい費用かかる、このぐらいかかると、それを積み上げて予算ができているんだと思います。全くないで計画を動かすと、これはあり得ないんだと思います。

もっと言えば、町の中にも何か所か学童保育があります。そういうところの実績を積み上げれば大まかな数字というのは見えてくるのかなと、こんなふうに自分自身は判断します。そして、通常の予算でいけば、それを補正で増減をしたりして調整ができるんだと思いますけれども、この契約ですから、そういう工夫も入れながら契約をしていくと、こういう姿勢も必要なのかなとこんなふうに考えていますが、ぜひその辺のところも当局サイトとしてどんなふうな考えを持ってやっているのかお聞かせいただければと思います。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

現在の金額の件につきましては、今回新たに学童クラブで指定したものが新たではなく、今までの学童クラブも同様に、債務負担行為につきましても県の基準に従った単価改正等に合わせて行うもので、自由に金額を増減させているものではありません。基本的には国の基準に従ったもので、債務負担行為についてもそういった形で今までも同じ形を取らせていただいております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第……

総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） すみません、先ほどの職員の関係です。

職員については6名です。常勤の方が2名、短期時間のパートの方が4名、計6名となっております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今、課長のほうから職員については6名と、こういう答弁頂きました。そうすると、おのずと受け入れられる数というのが、当然制限をされてくるんだと思います。その中で、上限というのは必ず、そうすると今のあれで言えば出てくるのかなと、それと、もう一つは地域の中に、大変今子供少なくなってきた、どこの地域に何名いますよと、何歳の人たち、子供が何名いますよと、そこまで多分掌握できるんだと思います。そうすると、おのずとその数字というのは絞り込めるのかなとこんなふうに考えていますので、ぜひその辺もお聞かせいただければと思います。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

先ほど総合戦略課長がおっしゃった職員数というのは、遊人舎の人数だと思うんですが、学童クラブで子供を見る方は今までいた方なので、この人数には入っておりません。これは、あくまでも遊人舎の人数ですので、学童クラブにつきましては、今いる職員が勤められるようにということを集集要項にも入っておりますので、現在登録している職員が先ほど言った支援員とかを含めまして7名おりますので、その中でしていくという形になるかと思えます。

以上です。

議長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） そうすると、今までいた人たちをそのまま継続して雇用していくと、こういうことかなと思います。そうすると、その人たちの、遊人舎と今までいた人たちの雇用関係が、関わり方がどうなるのかなと、それが1つあります。

それと、もう一つは、7名ということの中でいうと、どのぐらいの受入れ体制がとれるのかなと、それもちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） 遊人舎と今現在働いている方の関わりなんです、十分にコミュニケーションをとり、きちんとした引継ぎというか話合いを行い、やっていく予定であります。

また、子供につきましては35名が大体理想というか、その35名を2人で、指導員が2人で見るという形が学童のほうではなっておりますので、例えば夏休みで子供が増えたり、通常は学校が終わりですので、1時から6時半ぐらいな形になるかと思うんですが、夏休み等長い時間ですと、1人ですと勤務時間が長くなりますので、そこを交代でという形で現在ローテーション組みながらやっておりますので、通常でしたら2名で職員のほうは体制が取れるかなというふうになっております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第32号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

議長（小野章一君） 異議ありでございます。

議案第32号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立多数であります。

よって、議案第32号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）については可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第33号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、指定管理者の指定について（みなかみ町立水上児童館）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、指定管理者の指定について（みなかみ町立水上児童館）については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第34号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議長（小野章一君） 日程第28、議案第34号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、群馬県との協議を経て議会の議決を求めるものであります。

変更点は、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進施設に新治こども園環境整備事業等と集落の整備施策に、空き家解体補助金事業を追加しようとするものでございます。

また、既存計画の事業内容等について、林道南面線改良谷川岳インフォメーションセンター周辺整備事業、かわまちづくり事業、赤谷湖記念公園遊具整備事業、町道ジュウオウイトジリ線舗装補修、町道奥田線舗装補修、町道真政悪戸線舗装補修、眺望施設整備、統合中学校整備事業、月夜野給食センター改修事業、公共施設等除去空き家解体補助金事業の追加、事業数量の変更による軽微な変更を併せて行おうとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第34号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

これより議案第34号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第35号 行政財産の一部無償貸付について

議 長（小野章一君） 日程第29、議案第35号、行政財産の一部無償貸付についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

上毛高原駅前のみなかみ町観光センターにつきましては、庁舎として使用されているも

のであります。平成22年4月1日から、その一部189.8平方メートルをみなかみ町商工会に無償で貸し付けております。貸付期間が令和2年3月25日をもって終了することから、引き続き令和12年3月31日までの10年間無償で貸し付けたく、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、みなかみ町商工会は、月夜野農村環境改善センターの一部を区分所有していることになっております。その部分102平方メートルにつきましては、商工会から町に無償貸付けされており、このことについても同様に今回の貸付契約に盛り込むこととなっております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第35号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

これより議案第35号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、行政財産の一部無償貸付についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、行政財産の一部無償貸付については、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第36号 町道路線廃止について

議案第37号 町道路線認定について

議長（小野章一君） 日程第30、議案第36号、町道路線廃止についてから議案第37号、町道路線認定についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第36号、議案第37号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第36号ですが、みなかみ町の道路台帳は旧3町村で調整され、それぞれの契約により補正業務を行ってまいりました。道路管理業務の効率化を図るべく、平成29

年度より道路台帳の統合電子化事業を進めてまいりました。今回、新たな道路台帳を整備するため、総延長117億3,996メートル、4,555路線の全てを廃止するものでございます。

次に、議案第37号ですが、道路台帳は旧3町村で調整され、補正業務を行ってまいりました。平成29年度より道路台帳の統合電子化事業を進めてまいりまして、今回、道路番号及び名称等を統一した基準に基づき、新たな道路台帳を整備するため、総延長112億4,275メートル、4,355路線を認定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

町長。

訂正があるそうです。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 先ほど総延長のところでは117億と言ったんですが、117万3,996メートルで、認定のほうが112億と言ったんですけれども、112万4,275メートル、訂正させていただきます。

議長（小野章一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、町道路線廃止については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第37号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、町道路線認定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第31 議案第38号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について
議案第39号 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第40号 令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第41号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第42号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第43号 令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(小野章一君) 日程第31、議案第38号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第43号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第38号から議案第43号まで一括してご説明申し上げます。

議案第38号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億8,600万1,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款総務費では、1項総務管理費8,648万円の増額は、ふるさと応援基金管理事業5,000万円、ふるさと納税推進事業1,825万3,000円、真次の森管理運営事業1,595万円が主なものです。

4項選挙費1,529万2,000円の減額は、県知事選挙804万2,000円が主なものです。

3款民生費では、1項社会福祉費7,396万2,000円の減額は、プレミアム付商品券事業6,842万8,000円、老人保護措置事業646万3,000円が主なものです。

4款衛生費では、1項保健衛生費218万9,000円の減額は、水源等全対策事業268万円が主なものです。

3項水道費1,500万円の減額は、水道事業会計繰り出し事業です。

6款農林水産業費では、1項農業費4,718万3,000円の増額は、ため池整備事業7,150万円の増額及び地域の農林水産加工物利用促進事業1,092万5,000円の減額が主なものです。

2項林業費2,257万5,000円の減額は、里地里山保全整備事業1,231万3,000円及び特用林産物生活活力アップ事業927万4,000円が主なものです。

7款商工費では、1項商工費365万1,000円の増額は、中小企業融資制度利子補給金交付事業200万円及び小口資金融資促進事業165万1,000円の増額です。

8款土木費では、1項土木管理費432万9,000円の増額は、県急傾斜地崩壊対策事業費負担事業です。

2項道路橋梁費331万6,000円の減額は、道路ストック総点検老朽化対策事業540万円の減額及び三峰トンネル維持管理負担事業208万4,000円の増額です。

4項都市計画費502万5,000円の減額は、都市計画見直し検討事業200万円及び水上地区町並み環境整備事業122万5,000円が主なものです。

5項住宅費120万円の減額は、耐震改修等事業です。

9款消防費では、1項消防費695万6,000円の減額は、災害対策用防災倉庫整備事業2,600万円の減額及び災害時等代替庁舎駐車場整備事業2,250万円の増額です。

10款教育費では、4項高等学校費300万円の増額は、利根沼田学校組合地方交付税交付事業です。

5項社会教育費341万円の減額は、県指定文化財関連事業294万2,000円が主なものです。

6項保健体育費1,500万円の減額は、社会体育施設ナイター照明LED化改修事業です。

11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費2,290万円の増額は、国の災害査定による事業規模の増加が主な要因です。

財源となる主な歳入補正については、地方交付税1億8,430万4,000円の増額は、普通交付税です。

国庫支出金3,093万2,000円の減額は、プレミアム付商品券事業費補助金1,300万円が主なものです。

県支出金5,894万1,000円の増額は、農村地域防災減災事業費補助金7,040万円及び農林水産業施設災害復旧事業補助5,005万1,000円の増額、小規模農村整備事業補助金1,980万4,000円、ぐんま緑の県民基金市町村提案型補助金1,231万3,000円の減額が主なものとなっております。

寄附金7,166万6,000円の増額は、ふるさと寄附金6,000万円が主なものです。

繰入金4,639万9,000円の減額は、財政調整基金繰入金6,426万7,000円

が主なものです。

町債2億2,140万円の減額は、町道悪戸矢瀬線整備事業5,700万円、災害対策用防災倉庫整備事業4,990万円が主なものです。

また、22款の環境性能割交付金につきましては、制度改正により新たな科目となっています。

令和元年度から2年度の繰越明許費は、第2表のとおりであります。追加資料として配付したものと差替えをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費、2項林業費有害鳥獣侵入防止柵設置事業1,660万円が追加となっております。

関係機関や地元等の調整に不測の日数を要した事業等、年度内に事業が完了できない見込みのため、総額で7億7,391万7,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第39号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,893万9,000円とするものです。

歳出補正では、3款国民健康保険事業納付金538万円の減額は、医療給付費分485万円が主なものです。

9款諸支出金1,140万2,000円の増額は、償還金及び還付加算金となっています。

財源となる歳入補正は、国民健康保険税538万円の減額及び国保連合会保険給付費等交付金の余剰金精算金1,140万2,000円の増額です。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,300万円とするものであります。

歳出補正では、2款後期高齢者医療広域連合納付金300万円の減額及び一般会計繰入金200万円の増額です。

財源となる歳入補正では、一般会計繰入金300万円の減額及び広域連合事務費負担金過年度返還金200万円の増額となっています。

以上が後期高齢者医療特別会計の補正内容であります。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,647万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,863万3,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款保険給付費の介護サービス等諸費2,530万円の増額。

3款地域支援事業費の介護予防事業費1,564万円の減額が主なものです。

財源となる歳入補正の主なものは、一般会計繰入金735万5,000円及び繰越金1,513万9,000円の増額であります。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,328万5,000円とするものです。

歳出補正では、1款総務費250万円の増額は、下水道事業消費税申告分納付事業です。財源となる歳入補正は、繰越金250万円の増額です。

また、令和元年度から2年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。

関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に事業が完了できない見込みのため1,200万円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第43号についてご説明申し上げます。

資本的収入は、企業債及び一般会計出資金をそれぞれ1,500万円減額し、総額5,400万円とするものです。

資本的支出は、建設改良工事費を3,000万円減額し、総額1億8,100万円とするものであります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第38号から43号まで一括して説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第38号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第43号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第43号、令和元年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することと決定いたしました。

議長（小野章一君） ここで暫時休憩いたします。再開を1時としたいと思います。よろしくお願いいたします。

（11時56分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第32 議案第44号 令和2年度みなかみ町一般会計予算について

議案第45号 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第46号 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第47号 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第48号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第49号 令和2年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（小野章一君） 日程第32、議案第44号、令和2年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第44号から議案第49号まで一括してご説明申し上げます。

議案第44号から順次説明させていただきます。

一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億1,000万円と決めました。前年度対比3.9%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費、1億4,583万3,000円は、議員報酬、地方議会議員共済組合負担金等であります。

2款総務費21億9,013万2,000円は、総務管理費が19億2,605万円で、主な内訳は職員人件費等の一般管理費8億1,880万2,000円、企画費3億7,808万1,000円及び地域振興費2億7,844万4,000円であります。

3款民生費27億3,734万3,000円は、社会福祉費が17億6,669万4,000円で、主なものは障害者福祉費4億9,531万3,000円、介護保険費4億6,890万8,000円及び後期高齢者医療費3億9,195万円であります。また、児童福祉費9億7,061万円は、児童手当費等の児童措置費2億2,199万6,000円及び保育等施設費5億7,188万8,000円などであります。

4款衛生費11億9,353万円は、保健衛生費5億1,912万9,000円及び清掃費6億1,854万8,000円などであります。

5款労働費1,610万6,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費6億4,993万円は、農業費が4億7,200万2,000円で、主なものは農業振興費1億2,834万5,000円及び農地費1億6,429万4,000円です。林業費は1億7,792万8,000円で林業振興費1億6,235万6,000円などであります。

7款商工費6億481万7,000円は、観光費が4億9,457万7,000円で、観光振興事業等の観光総務費2億849万7,000円及び観光施設費1億1,884万2,000円などあります。

8款土木費14億9,123万4,000円は、道路橋梁費が8億887万1,000円で、道路橋梁総務費1億582万7,000円、道路維持費1億9,745万8,000円、道路新設改良費1億2,171万円、橋梁維持費1億2,393万7,000円及び除雪費2億5,993万9,000円などあります。都市計画費5億272万7,000円では、

主なものは、公共下水道費4億3,008万6,000円であります。住宅費1億4,509万9,000円では、町営住宅管理費等の住宅管理費であります。

9款消防費5億9,133万5,000円は、利根沼田広域消防費の常設消防費3億4,699万9,000円が主なものであります。

10款教育費23億736万5,000円は、小中学校統合推進事業及び町立小中学校統合学校教育施設整備基金管理事業等の教育総務費11億5,468万8,000円、利根沼田学校組合地方交付税交付事業等の高等学校費4億167万4,000円、社会教育費2億6,655万8,000円及び学校給食費2億4,114万1,000円が主なものです。

12款公債費22億2,968万6,000円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子であります。

13款諸支出金254万円の主なものは、土地開発公社に対する補助金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、町税33億2,120万円。地方消費税交付金4億2,000万円、地方交付税44億5,000万円、国庫支出金8億5,939万円、県支出金8億1,398万6,000円、繰入金15億1,930万4,000円及び町債16億8,030万円であります。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地財計画等を参考として、また、町税等の自主財源については過去の実績や最近の傾向に基づき算出をいたしました。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。また、地方債であります。第3表のとおり総額は16億8,030万円です。内訳は臨財債4億円、過疎債12億5,160万円及び学校教育施設等整備事業債2,870万円であります。

制度改正により、令和2年度から科目が変更となっております。

歳入科目につきましては、自動車取得税交付金が令和元年度で廃止され、2年度からは法人事業税交付金が創設されました。

歳出科目につきましては、7節の賃金が廃止となり、以降節の順番が1つつ繰上げとなっております。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第45号についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,200万円と決めました。前年度対比2.0%の減であります。歳出の主なものは、2款保険給付費16億8,498万1,000円は、療養諸費14億4,987万3,000円及び高額療養費2億2,210万円などあります。

3款国民健康保険事業給付金6億5,520万円は、医療給付費分4億5,410万円及び後期高齢者支援金等分1億4,410万円などあります。

財源となる歳入の主なものは、国民健康保険税4億5,232万円、県支出金16億7,012万8,000円及び繰入金2億4,893万3,000円であります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第46号についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,900万円と決めました。前年度対比5.3%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費458万9,000円は、総務管理費155万3,000円及び徴収費303万6,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億6,553万4,000円は、保険料、負担金等であります。

4款保健事業費1,909万9,000円は、健康診査事業であります。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億7,578万4,000円及び繰入金9,077万円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第47号についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,500万円と決めました。前年度対比5.4%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,526万5,000円は、総務管理費933万4,000円及び介護認定審査費2,176万円などあります。

2款保険給付費26億4,672万4,000円は、介護サービス士等諸費23億9,198万4,000円、介護予防サービス等諸費7,931万円及び特定入所者介護サービス等費9,806万1,000円が主なものです。

3款地域支援事業費1億3,201万円は、介護予防事業費8,115万8,000円及び包括的支援事業費4,830万2,000円などあります。

財源となる歳入の主なものは、介護保険料4億7,225万円、国庫支出金6億9,563万6,000円、支払基金交付金7億3,643万円、県支出金4億1,151万8,000円及び繰入金4億6,908万円あります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、第48号についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,900万円と決めました。前年度対比2.5%の減であります。

歳出の主なものは、2款下水道事業費3億1,199万1,000円は、公共下水道費7,490万5,000円、特定環境保全公共下水道費5,490万4,000円及び流域下水道費1億7,449万3,000円などあります。

3款公債費4億1,500万円は、長期債償還元金及び利子であります。

財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億5,842万8,000円、繰入金4億3,008万6,000円及び町債1,880万円あります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第49号についてご説明申し上げます。

水道事業会計の収益的収入では、水道事業収益4億800万円の主なものは水道料金、他会計補助金及び長期前受金戻入れであります。

収益的支出では、水道事業費用4億700万円の主なものは、営業費用で職員人件費及

び減価償却費となっており、営業外費用では企業債利息であります。

資本的収入では、水道事業資本的収入8,000万円は企業債1,800万円、補助金4,599万4,000円などであります。

資本的支出では、水道事業資本的支出1億7,900万円は建設改良費7,156万6,000円及び企業債償還金1億743万4,000円であります。

以上が水道事業会計の概要であります。

議案第44号から49号まで一括して説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては後日予算連合審査会が設けてありますので、詳細につきましてはそちらでお願いしたいと思います。ここでは、大枠のところ質疑とさせていただきますと思います。

まず、議案第44号について質疑はございませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 町長から提案理由の説明があつて、議長より詳細は後日の連合審査会ということを受けて、あえて防災行政無線整備事業において所管の総務文教常任委員会で行政視察を行ったり、また、当局と議会での共通確認認識事項として積極的に進めましょうということが確認されていながら、来年度予算においては消防費の中に400万円、工事設計業務委託料のみの予算計上ということになっておりますけれども、その辺についての見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 防災無線については、重要な課題ということで捉えていますけれども、現在の段階ではどういった方法がいいのか詳細に詰まっていないということで、事業費の見積りができないということで、現在、詳細を詰めていただいているという段階でございます。詳細が詰まったところで全体事業費等も明らかになると思いますので、それらについては緊急を要すれば補正で対応するとか、順次考えていきたいというふうに考えています。

議長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） だとするならば、今日、いきなりこういうことを出すということではなく、前にも全協だとかがあつたわけですから、そういった事前説明が誤解を招かないためにも必要ではなかったかと思うんですけれども、その点どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） もし説明不足ということであれば、それは陳謝をしたいと思います。

議長（小野章一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

次に、議案第47号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

次に、議案第48号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

次に、議案第49号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第44号、令和2年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件について、質疑以降については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、令和2年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第49号、令和2年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件について、質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第33 一般質問

通告順序1 14番 阿部賢一 1. 畜産振興

議長(小野章一君) 日程第33、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

まず、14番阿部賢一君の質問を許可いたします。

阿部君。

(14番 阿部賢一君登壇)

14番(阿部賢一君) 小野議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、畜産振興についてという農林業の中で大枠の中の畜産について質問をさせてい

ただきたいと思います。

あまり皆さん、ご存じはないかもしれませんが、いわゆる合併前の新治村、そして月夜野町の一部、大変畜産が盛んでありました。30年前に遡っていろいろ考えますと、当時は、新治村でも繁殖和牛農家というのが100件延べ、その頭数については一、二頭から大規模で50頭規模ぐらい程度の農家の方がその繁殖和牛経営に取り組んでいたところであります。

今でこそ、大変市場評価、市場の取引価格も大変高く、一昔前は安定基金制度というのが農林水産のほうで制度化されておりまして、いわゆる35万円以下だとそこにいろいろ生産費とかを含めた中で、それに補填する制度がありました。1頭当たりの販売にそういう充て金が発動されますと8万とか10万、手当てを受けられる制度、それが発動されたのが、恐らく半年期間ぐらいがあったのかなというふうにはちょっと記憶をしております。

それで、繁殖和牛というのが新治村では大変盛んだったということで、全国的にも大変珍しく産地以外で初めて新治村が牛改良組合というものが発足をしました。これは全国的にも珍しい組織でありました。大変早い時期にそういう団体を組織して、その市場評価も大変高まったという経緯もあります。

昨今の市場をちょっと調査させていただきましたので、紹介をさせていただきたいと思えます。和牛に限ってです。和牛は、皆さん、ちょっと誤解している方もおられるかもしれませんが、紹介させてもらうんですけれども、上州牛、上州牛上州牛と皆さん聞きますけれども、ここで言うのは上州和牛です。上州牛というのは、いわゆる群馬県で生産された、いわゆる交雑種、例えばホルスタイン種に和牛を交配させてきたいわゆる交雑種、それを上州牛。そして、今ここでお話しさせていただくのは、いわゆる純粋な上州和牛であります。

調査をちょっと紹介させてもらうんですけれども、これ渋川子牛市場というのが渋川市にありまして、そこでの取引の実績です。ほとんどの和牛はここで、県内の和牛はほとんどがここで取引されているのかなというふうに思います。群馬県の平成31年の4月から令和2年の1月までの実績ということでもあります。群馬県の去勢の平均が、去勢という、去勢分かりますよね。雄だけれども、去勢をして、去勢という種類というか、要は犬とか猫の去勢と同じに理解してもらえればいいと思います。

去勢の平均価格が71万8,000円、100円以下は切り捨てさせていただきますけれども、雌が62万3,000円です。みなかみ町が、去勢が75万9,000円、雌で36万6,000円と、県内の平均価格を上回っております。それで取引頭数も去勢、雌合わせて群馬県では2,878頭、そのうちのみなかみ町は276頭と約1割を頭数占めている。いわゆるもう産地と言っても過言ではない。そして、平均価格で見ても、もう高い評価を受けている。ですから、これなぜかという、やっぱり品種改良があったり、また生産者の努力が、これはもう何よりだと思っております。

そこで、今、ゲノム、ゲノミック育種価評価ということで、大変高度な検定があります。従来の育種価を計算する情報の中にDNA情報を加えて計算し、生まれたばかりの子牛についてはDNA検定を行い、ゲノム育種価を明らかにすることにより、同一の親牛の産後

の個体ごとの特徴を明らかにすることができる検定です。非常に信頼度も高くなっていて、特に未經産牛、まだ子牛を生んでいない牛では、よしも悪しも早い時期に高い信頼度でこの育種価を得ることができる。ということで、自宅に残して、育種価の高い牛を自宅に残せば、いわゆるその牛群の、高度な牛群の、自宅の牛の群れの整備ができるというそういう検定であります。

当初予算に、このゲノム検定、恐らく1頭1万8,000円程度かかるんだと思います。これに対する補助事業、新規に158万ですか、またこれに係る受精卵の委嘱手数料を含めた中での事業ということで取り組んでいただいていることは、本当にこれ繁殖和牛農家にとっては大変歓迎される事業だと思っております。

この育種検定によって、やはり自宅に後継牛として残そうという農家の方もやはりいらっしゃると思います。ですから、こういう検定で育種価の高かった牛を残す場合に、例えばその自家保留牛に対する補助事業だったり、また育種価の高いそういう雌牛を導入するための導入事業だったりということも、今回の新規事業は新規事業でその効果と成果を見据えた上で何らかの取組をしていただいても、支援策として。これだけのもう実績のある産業でするので、あってもよろしいのかなというふうに思っております。

和牛の肉は、もう世界にも大変高く評価されております。ヨーロッパへの輸出が増えたりとか、2019年、去年でしたっけ、は輸出量32%伸びているという報道もありました。そういった和食レストランでの和牛肉の需要も大変高まっている。そして、あとまた農林水産省においてもこの伝統的な和牛の遺伝子を海外に流出させないような法整備も検討されている。そして、またこの畜産の位置づけというのもこれからの農業、国で考える農業プランとかにも大変重要な役割を果たしてくるんだというふうに考えております。

そこで、これからまずその事業に対する考え方で、酪農については、この和牛のその答弁を頂いてからちょっと質問をしたいと思っております。総体的な畜産の振興について、町長のお考えをお尋ねさせていただきます。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） みなかみ町の畜産は、消費地に近い有利性と畜産物の需要の増加等を背景に堅実な発展を続け、平成27年の農林業センサスでは、農業産出額の約29%を占めるなど、本町の農業の基幹部門となっております。

畜産部門の中では、酪農及び肉用牛生産が主要戸数の約83%、38戸で、産出額では約48%、4億7,000万円ほどを占めております。第一産業としてのみならず、関連する乳製品制度等による6次産業化により地域の雇用や地域活性化にも貢献しております。また、自給飼料生産を通して土地の有効活用、農村景観保全等多面的な機能にも貢献するとともに、近年では繁殖和牛の放牧利用が耕作放棄地の有効活用策としても重要な存在となっております。

先ほどのゲノミック評価について、阿部議員のほうからご指摘がございましたが、従来の遺伝評価にゲノム、これDNA情報を組み合わせた新たな遺伝的能力評価方法と聞いております。群馬県では、県畜産試験場と家畜改良事業団が連携して、高品質な肉牛を効率

的に生産するため、遺伝子情報を使った肉質の改良に取り組んでいます。

町といたしましては、有機農業と同様、個別の経営問題になりますが、地域のブランド価値を高める上でも伝統種保存を重視しながら、ゲノミック育種価の高い雌牛は繁殖用として保留するなどの地域的な優良繁殖牛等の整備や地域ぐるみの優良牛生産による市場の活性化を図るべく、令和2年度より生産振興対策事業としてゲノミック検査、受精卵移植手数料などの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） ぜひ若い後継者も、これからその経営に参画してくるという方もおりますので、ぜひ持続可能な経営ができるように、できる範囲というものもありますけれども、これだけの実績がある。これを逃さない方法というのではないと思うんですよ。全国の農業生産物の中で1割を県内に占めるものというのは、ほかに何かありますか。ちょっと思いつかないです。これだけの、だから余り目立たないですよ。けれども、陰ではそういう方がもうずっと末永く代々にわたってこういう経営をなさって、これだけの実績を上げているという。それで、若い方もこれから参加しようと思っているという。こういう方にもやっぱり公平に光を当てる政策というものは大変大切なことであります。

外も大事だけれども、PRも大事、SDGsも大事、だけれども、今までのやってきたそういう方々にもちゃんと光を当てる政策ももっと大事だと思っていますので、その辺もよく肝に銘じておいていただきたいと思います。

先ほどやって、その結果が出たときに、ですから、これからこういう事業に補助を出して、いろいろな雌牛を残して、そういう事業に対しても、いわゆる成果を見据えた上でやはり新たな何かしらの自家保留補助金みたいなそういう形でのいわゆる手当ても支援もあってもいいのかな。それは、だからある程度、この成果等を見据えた上で、何でもやればよいということをお願いしているわけじゃないんで、その辺について。

やっぱりそういう形でいい形で循環していくということは、市場評価も上がるし、農家の所得も上がる、いわゆるいい循環にはなると思います。和牛の繁殖農家の方も大変耕作をしております。いわゆる自給飼料、牧草とサイレージコーン用のトウモロコシなど大変多くの面積をそういうところで使って、いわゆる農村の景観にも間接的には多大に貢献してくれているということもご理解賜ればと思います。

酪農も、これも戸数こそ残念ながらいろいろな諸事情で減ってはきておりますが、現在、新治地区において3件ですか。頭数的には約六十数頭と50頭と30頭規模になるのかなと思うんですけども、これも販売出荷数量で言うと、群馬県で31年の4月から2年の1月、14万4,475トン、県で。それで、町で1,224トン。たくみの里のヨーグルトなんかは、実際に新治産の酪農からの搾乳牛をあそこの工房でヨーグルトにして販売しているという。非常に地域にも貢献しております。味も大変皆さんにも評判のいいヨーグルトであることは皆さんもご承知のとおりだと思っております。

酪農もやはりいろいろと状況が厳しゅうございまして、TPPだったり日米の貿易協定も発効して、非常に日本の酪農家は海外に比べると非常に規模が小さい。海外はもう本当

にヘリコプターで、飛行機で消毒したりとかという、そういうたまにテレビとかで報道される、いろいろイメージあると思うんですけども、そういう広い広大なところで酪農を営んでいる。やはり割安な海外からの輸入が増えると、非常に厳しくなる可能性はあるということで、大変団体が危機感を持っております。

酪農が盛んな北海道は非常に盛んなんですけども、そこの農業団体のホクレンなんかは、いわゆるチーズ320種類、これをやはり国内でもっと知ってもらおうということで大きなイベントを、今、この新型コロナウイルスの影響でそういうイベントはできないと思うんですけども、時期をずらして多分アピール、宣伝をする企画なんかも考えているというふうに聞いています。

あと何よりも学校給食、毎日学校給食には牛乳がほとんどついている。それで、いわゆる本州、群馬県の牛乳は足りないぐらいだというお話を生産者の方に伺ってございました。ただし、今回のこういう新型コロナウイルスの影響での長期臨時休校で、非常に心配しているというお話も伺いました。やっぱり過剰に余ってしまうということで、いわゆる加工に回さなきゃならなくなると、その単価も下がって、入荷も単価も取引が下がってしまうのではないかと非常に心配をされておりました。

ちょっと余談になるんですけども、本当にこのウイルスが早く収束するように、皆さんと共に願いたいと思いますし、この休業なりいろいろな自粛自粛でいろいろなところに、こういうところまで影響が出ているということでもあります。給食の食材を格安で販売して、長蛇の列ができたという自治体もありますけれども、やはり牛乳もその類に入っているということでもあります。

酪農家の方というのは、大型機械を皆さん、所有しておりますで、ちょっとこういういろいろなところに行くと、広い広大な農地に大型機械で耕作をしているところというのは皆さん、見かけていると思うんですけども、町の事業展開をしております通称リフレッシュ事業と言っているんですけども、荒廃農地再生利用促進対策事業、いわゆる遊休農地対策として中間管理機構に貸して、今、農政課で窓口でお世話になっているんですけども、そこでまとめた中で、水田は恐らく皆さん、次に水田を作ると思うんですね。

ただ、畑、畑地については、いわゆる桑園を抜根したり、もう放置していたから雑木をみんなきれいにして、石まである程度取ってくれた。そこを耕作してくれるのは、ほとんどが酪農家を含めた畜産農家なんですね。

その町の取組というのが、これはちょっとびっくりしちゃったんですけども、2月28日の全国農業新聞、町長、これ後でご覧になって、差し上げますんで、見ましたか。みなかみ町のその取組がこんなに大きく紹介されて。これほとんどがだから酪農家なり畜産農家の方が、いわゆる自給飼料生産で農地を利用活用していただいていると。これ貸せるほうもありがたい話ですし、借りるほうも非常に広く、機械化ですから、非常に効率がよく作業もできるということで大変、いわゆる整備してもらおうほうも持ち出しがなくて、10年間耕作してもらえるとというような事業なんですけれども、非常に双方にとってありがたい事業なんで、こういう事業はまた続けていただければと思っています。こういう事業に参画しているのも畜産農家の方がほとんどであります。

そこで、やっぱり自給飼料対策、優良雌牛を残す事業ももちろん大切、今回のゲノム検定に対する補助、受精卵移植の手数料補助というのは大変ありがたいと思うんですけども、やはり発展的に考えると、そういう継続的に、持続可能にやってもらえればそういう部分にも何らかの支援を作ってもらえる、自給飼料を作ってもらわなければならない。農家のための餌の品質が良くなることと、あと何よりもやはり荒れない景観、農村景観をやはり維持できることは、これはこの自然との共生の町としては、大変ありがたい話だと思っております。所有者の方も、高齢化なんで、自分でできないので、もう借りてもらえればありがたいとそういう方がほとんどだというふうに承知をしております。

そこで、あと酪農家の方は非常に堆肥が出ます。和牛と違って水分が大変多うございます。資源リサイクルセンター、3件といえどもその効果、それだけの地域に貢献しているということ考えた場合、リサイクルセンターにも生ごみと汚泥が搬入をされて、販売もありますけれども、そこで生産した堆肥をやはり自分で耕作する、いわゆる牧草地だったりにそれをまた還元して、循環させてこういうふうには土壌改良しているわけですよ。

リサイクルセンターも、いわゆる生ごみにしろ、汚泥にしろ、普通の業者さんに頼むよりも大分安くお世話になっているんだと思うんですね。それで、そういう認識でいいですかね。いや、そういう認識でいい、生活水道課、そういう認識でいいですよ。安く汚泥も生ごみも外に出すよりも安くお世話になっているということでもいいわけですよ。だから、そういう貢献もしているわけですよ。やはりそういうところでは機械が老朽化したりとか、そういう部分も大変顕著に毎年修理代が100万くらいかかるというような状況もあります。我慢して使っているような部分も大変あるというふうに伺っていますから、その辺の機械の更新なんかもぜひお願いしたいと思います。

いろんな事業、今言いましたよね。自給飼料対策事業と、保留はこれから事業とか、あとはまずこの酪農家の方が大変ご苦労いただいているリサイクルセンターの機械なんかについての町長のその更新とかそういう考え方が分かればちょっと答弁してもらっていいですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 自給飼料の向上というのは、非常に重要なんだと思うんですね。みなかみ町は、遊休農地が解消するのに大変苦労しているといったところもありますし、やっぱり農地を大規模に耕作していくというのは、やっぱり機械化ができる作業でないとなかなか解消していくのが大変なんだと思うんですね。

今、阿部議員がご指摘のように、やはり遊休農地を草地化して、酪農家なりに使っていただくというのは非常に有効な手段というふうには思っております。

また、中間管理機構を使って農地を有効に使ってもらおうと、それも非常に有効な対策なんだと思っています。ぜひ、地域的にそういうところに預けてもいいよという地域があれば、やはり町が率先して土地の集約をして、使っていただける方を見つけて整備していくと、そういったことも非常に大切だというふうには思います。

それと、あれですね、牛の堆肥とかそういうのが生ごみと一緒に処理して、有効に資源化していると。これはやっぱりただ捨てれば産廃になっちゃいますけれども、製品にして

いけば製品として売れるわけですから、それは価値を生むわけですよ。ぜひそういう使い方をしていかないと、なかなか単なるごみで終わっちゃうというふうになると思うんですね。ですから、ぜひこれからもそういったことをやって。

私なんかも、少し畑があるものですから、野菜作るときにはあぁいった堆肥を買ってきて使くと、非常にいいものができる。やっぱり皆さんにそうやって使ってもらおうことが、その循環につながっていくのかなというふうに思っています。

これからの生活の生ごみも処理するのにやっぱりそういった活用もしていかなきゃいけないので、やっぱりごみを減らしていく意味でも、今のやり方は非常にいいのかなというふうに思っていますので、今後も推進していきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 推進ということで、いい意味でいろいろが循環して、やっぱりそれには機械も老朽化しているということなんで、その辺も考えてもらいたいというふうに思います。

あとはやっぱり前にもちょっと話題になったカラス、カラスなかなかやっぱり利口なんで、いろいろな対策をいろいろ講じていただいたんですけども、なかなかやはり、伺うと300羽ぐらいなんだそうですね、群れが。それが何かいろいろやるんですけども、追っかけっこじゃないですけども、その辺もぜひ力を入れてもらいたい。簡単なんです。自分ちに300羽のカラスが、が一っと来たらどう思いますか。それがたまにならいいですよ。それがちょこちょこカラスが嫌でしょう。そう思えば、誰だって何らかの対策を講じてやりたくするのが当然のことだと思いますし、ぜひ町長もその辺も考えていただいて。

戸数こそ、利用している戸数こそ少ないリサイクルセンターかもしれませんが、それなりに間接的には地域に大変多大な貢献をしているということをちょっと理解していただければというふうに思います。

遊休農地対策、農政課で今、そういう形で窓口でいろいろやって、大変効果も出ております。やはり見渡すと、在のほうに入りますと、そういういわゆる農地というのはかなり多く認められると思います。やっている畜産が盛んな自治体なんかでも取り組んでいるんですけども、それを集約して、整備して、そこをいわゆる放牧場に活用している自治体もある。そうするとやはり牛にもいいし、それこそ農地を持っている方もいい。それは窓口でやってくれる農政課は大変な仕事になるかもしれませんが、現実的にはなかなか難しいことかもしれませんが、やはり続けていくためには、そしてこのすばらしい農村の環境を守るためにも、やはりそういうことにも目を向けていく、もう時期に来ているんじゃないかと思っております。

あと、そういうことで観光にもつながる、そして大峰牧場はもう目いっぱい。それで、町外の牧場をお願いして、引き取ってもらう。できれば地元の牛は地元で生産した草を食べて、それで市場の高い子牛を渋川で取引、みなかみ産の和牛を買えば、飼育農家の方は絶対もうかるんだというような、恐らくこの数字を見ればそういうことなんですよ。平均価格より上ということは、みなかみ産の和牛を買えば、飼育農家の方も飼育しただけで、もういわゆるB.M.Sというカサシが入っていて、A5の大変高級、我々が食べられない

ような、市場で出回るときにはそういう和牛になるということでこういう高い評価を受けているんだと思います。

それで、和牛について、ちょっとこの間もらった全協でもらった資料の中にも、ちょっと皆さん、これ細かいところだから余り見ていないかもしれませんが、ちょっと紹介させてもらいたいと思います。16ページ、この間もらった観光課長のところで配った。

(「ええ」の声あり)

14番(阿部賢一君) この中の16ページなんですけれども、群馬を代表するブランド牛上州和牛。その高い品質が全国的にも注目される上州和牛が、日本で初めてヨーロッパに輸出されるなど、海外でも評価の高い牛肉です。県内の旅館、ホテル、焼き肉店などで広く味わえます。特に上州和牛を使ったすき焼きは絶品。群馬県は、すき焼きの具材が県内で全てそろそろすき焼き自給率100%の県で、すっきりこみや、すき焼きそばなどすき焼きにちなんだご当地グルメも続々生まれています。これを書いているのが、群馬県ブランド推進課ということで、もう上州和牛というのを県でも認めているんですよ。これの本がだからみなかみ町だということ。これだけの1割の子牛を生産、販売して、肥育して、それで最終的には玉村の家畜市場で枝肉になって、出回るという流通の形態だと思うんですけども、まさにもうほとんど皆さんが余り知らないけれども、こういう見えないところで輝くブランドというか、てるのが、いわゆる和牛の繁殖農家、そして酪農家の皆さんの乳牛だと思います。

やはり若い方も入る、そしてこれから牛舎を建てよう、どうしようか悩んでいる方もいる。そういう中において、やはり後継者支援、それは畜産に限らず、いわゆる農業に限らずどんな事業でもやはりそういう方へ同じ支援を農業後継者にも目を向ける。それは別枠でいろいろな制度があるからというお話もあるかもしれません。ただし、町の姿勢として何らかのやはり後継者支援、それがそして目先だけではなくて長く続けてもらえる、そんな産業にひとつ農業、そして林業、そういう第1次産業ですね、を位置づけてもらえればというふうに思っております。

それについて、町長、具体的なその支援策みたいなのが持ち合わせていれば、所信でいいですよ。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 町が具体的な支援策を持っているかという話になると、残念ながら今のところないんですね。

まだ、若い人が農業に携わってくれると本当に非常に大切なことだと思います。新規就農とかそういうのは、県の補助とかあるみたいなんですけれども、お父さんがやっていて、その息子さんが、じゃ、お父さんの農業を継ぎます、そういうのは何かないみたいなんです。だから、何か考えたほうが良いかと、私自身思いました。

今まで農業支援しなくちゃいけないいけないということを盛んに言われてきたんですけども、なかなか、じゃ、具体的にどうするという話になると、そこで止まっちゃっているところはあるんですね。国・県の補助制度に乗っかって、いろいろやっていくというのは、それはもちろんやっていけるんですけども、町独自でできるものというのは、なか

なか今までも議論はしてきたんですけれども、なかなか新しい制度には結びついていないんですね。ぜひ今後はそういったことも考えてやっていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部賢一君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） ぜひ、国・県、また団体でもいろいろな支援があるんかと思うんですけれども、やはり町独自のいろいろなことを考えてもらいたいと思います。

いろいろな国も自給率と一口で言うと簡単なんですけど、そう簡単には表せないと思うんですね。自給率というのは、いろいろなベースでの算出方法があったり、一口では、軽々には余り口にはしたくないんですけれども、やはり余り海外ばかりに輸入に依存もいいんですけれども、やっぱり国家レベルでのいろいろな生産ですか、というものをやはりもう一回検証する時期に来ている、もちろん国のほうも、いわゆるそれでまた農業計画でしたっけ、何か大枠の農業のあれを策定するんだと思うんですけれども。

そういう中においてもやっぱり和牛を、いわゆる現実的にどうなのかなと思うんですけれども、今の倍の150万頭規模にしたい、するという目標値を掲げています。ですから、恐らく畜産振興をやるんならいつといたら、今この時期が一番国のほう、向く方向と、みなかみ町の向く方向がこっちとあっちでなくて、多分同じ方向を向いた政策というのができるんじゃないかなという、時期的にも大変今、一番いい時期なんだと思います、いろいろ立てるのに。

これだけ高い評価を受けている和牛を含め、畜産の戸数こそもう本当に限られた、ただ、数じゃないです。ただ、その方々、ずっと代々もう地味だけれども、義務を果たして、義務はもうみんな果たしているわけですから、だけれども、余り権利を主張しないとか何かおとなしい人が多いんかもしれないんですね。ですけれども、いわゆるそういう方に別に町の補助事業を求めているわけじゃないかもしれませんが、まずそういう意味において続けていくためにも何らかの支援策というものを総合的に、いろいろな角度からこういうふうに考えてもらいたい。

第一歩として、今回158万、金額じゃないですよ。金額はたかが150万、されど150万かもしれないけれども、そういう姿勢、姿勢というのは非常に大切だと思っております。農政課が中心になっていろいろこれから取り組んでもらえるんだと思うんですけれども、ぜひこういう長く続けられるにはどういう。今、先ほど前段申し上げましたように、遊休農地の活用ももちろん牧草、サイレージコーン、もちろんハウス野菜でも何でも結構なんですけれども、やはりモデル事業的にやっぱり放牧なんかをされると、非常にイメージもいいのかな。それは大変ですよ。牧草、大変牛は牧草を食べる量多いですから、相当な面積と相当な牧草量が要るようになるから、そう簡単に軽々にできることではないかもしれませんが、ただし、そういうことに取り組む姿勢というのは、行政にもあってもよろしいんじゃないかと思いますが、そういう姿勢でいいのか確認をさせてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今、国が新たな食料・農業・農村基本計画というのを策定中なんだそうです。そこに、やはり中山間地域で、いわゆる農地、田畑が、もう田畑として使われなくなった

もの、そういうのを草地にしていくとかそういったことをこの計画に盛り込もうということ、そういう動きでいるという情報は頂きました。

やっぱり飼料の自給率を高めて、食べるものが安全であれば、余計安全・安心した食べ物につながっていくわけですから。やはり買った飼料だと環境負荷も高くなりますし、また観光面からも遊休農地がなくなっていけば、非常に有効な手段だというふうに思っています。

ですから、町もやっている人が実際に酪農とか繁殖牛を飼っている人が何を支援してほしいのかとか、そういうのが出てくれば一緒に支援策を考えてやっていきたいなというふうに思いますので、正直なところ町も、じゃ、どういう支援をしたらいいかというのが分からないところが非常に多いので、そういうもし情報があったら、ぜひご提言頂ければというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部賢一君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） そうですね、一方的に行政がこうやるからというんでなくて、やはり現場と行政と、だからそういう情報交換みたいなのをやる中で、より有効的な施策というんですか、思う。ただ一方的にこっちがといっても、やっぱり現場の声をよく聞いて、それは農政課で骨を折ってくれるんかと思うんですけども、ぜひそういう方向で。一方的に何かをやっても、誰も使ってくれない事業はつくってもやらない、やっぱり両方でうまくいくように、展開をしていただきたいと思います。

事業そのものはともかくとして、やはり姿勢、町政、町の行政の、要するに姿勢としてそういう形で取り組んでいるんだという、応援しているんだよ。そうすれば、向こうも現場の方も、じゃ、ちょっと相談してみようかという空気ができると思うんですよね。ぜひ、取引も大変実績もあります。それで、酪農家の方も、後継者の方も入って、一緒にやって、これから頭数を増やすんだという意欲的な方もいらっしゃる。残念ながらちょっと家庭の事情で廃業せざるを得ない酪農家さんがいたことは、非常に残念だったんですけども、そういうふうになっている方がいて、その方なんかやっぱり地域に非常に貢献して、草刈りとか大型トラクターを持っているから頼まれると出向いて、おじいちゃん、おばあちゃんの畑を耕運してやったりとか、そういう空いた時間にそれなりに地域の人とのコミュニティもちゃんと取っております。

国で、そういうことを今計画に入れようとしているという動きがあるならば、町としては大変条件が整っているような気がしております。ただし、現場の声もあるわけですから、例えば集約されなくても個人的に、例えば放牧地として活用するとか、これは里山、恐らくこういう田畑のこの真ん中の後閑の水田地域の1区画をというなんてことじゃなくて、いわゆる在のほうに山沿いのほうが想像できるのかなと思うんですけども、やはりイコール獣害対策にも非常に結びつく事業だと思うんで、やっぱり牛がいたりすれば、その周りからの獣が出没するという機会も恐らく減少するんだと思います。だから、いろいろな事業は、いろいろに結びついているというふうに考えると、非常に有効な手だてなのかなというふうに考えております。

最後に、町長の所信で結構なんですけれども、酪農、畜産といっても養豚農家1件と大型養鶏が1件で、今回繁殖和牛、繁殖和牛と酪農に限ってちょっと質問させてもらいましたけれども、その振興、持続可能に続けられるように町長もしっかりと支援していくんだというちょっと約束というか発言をお願いしたいんですけれども。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 農業委員会が、令和2年度に人・農地プランの作成に当たって、その地区の皆さんの意見を聞こうという座談会を予定しているみたいなんです。そういったところで、実際に農家の方が何困っているのかとか、そういった意見を聞かせてもらって、それに町としての事業としていろんなものに対応できるものがあれば、そういうものはどんどん取り入れてやっていきたいなというふうに思っています。その場に限らず、農家の方がいろんな提言をしていただければ、町がお手伝いできるものについてはやっていきたいと思っていますので、ぜひお願いします。

議長（小野章一君） 阿部賢一君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 座談会という、それは、あれ、JAの座談会じゃなくてどういう。

（「農業委員会」の声あり）

14番（阿部賢一君） 農業委員会と、そうですか。初めての試みですかね。

（「かもしれない」の声あり）

14番（阿部賢一君） そうですか。大変そういういい試みだと思いますので、ぜひそういうときに現場の声というのは十分農業委員さんの皆さんも、また職員の方も聞けると思うんで、ぜひそれと合った方向で農政の振興を進めていただきたいと思います。

いろいろお願いじゃない、いろいろな取組を含めた中で、今回の事業をやってみた成果を見る中で、ぜひ発展的に、いろいろな先ほど申し上げた枝までの支援というものをできる限り姿勢として取り組んでいただければと思っています。

言いたいことを言わせてもらいましたので、以上をもちまして一般質問を閉じたいと思います。

議長（小野章一君） これにて、14番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序2 6番 窪田金嘉 1. 町民の幸福度は

議長（小野章一君） 次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

前回、町長が僕の質問に対して面白くないと言われたんで、今日は面白くしようと思ったんですが、今回も余り面白くなさそうなんで、申し訳ございません。

平成の大合併を検証しようと思ったんですけれども、2月に定住自立圏構想というのを

発表されちゃいまして、それをちょっと考えまして、平成16年にあの平成の大合併が始まって、国は3,000以上あった地方自治体を1,000以下にまとめて、真の財政基金を打開しようということをやったんですが、1,741ですから国の意図とは反して、まだまだということはどうも僕は定住自立圏構想が平成20年に始まったように感じているんです。違っているかもしれませんが。

建前は、人口減少を食い止めるとか、首都圏への人口流出を防ぐというのが目的なんですけど、広域化と連携を打ち出したり、補助金をぶら下げたり、それから事実を訴えたり、それからフルセットからプラットフォーム化というのを目指すということになると、どうも本音は自治体の数を減らして、財政危機を乗り越えるのが目的というふうに僕は思ったんですね。

そうすると、今、みなかみ町が、月夜野が本町で、新治と水上が支所ですよ。何かそんなふうになっちゃうのかなと。余りうれしくないなというふうに感じているんですね。であるならば、の際に近隣のみなかみ町と川場、昭和、片品とまとめられる前にちょっといろんなことを聞いてみようということで、今回質問をするわけです。

その質問の内容が面白くないと思うんですけども、租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率について、2020年度の見通しを推計し、公表されています。地方税、租税負担、社会保障負担の合計を国民所得で除したものを国民負担率なんですけれども、2020年は44.6%、過去最高です。潜在国民負担率が48.2%です。

そして、この町は高齢化の加速で年金、医療、介護だの社会保険料を中心に上昇が予想されるわけです。現在の歳出規模を維持するというふうになると、いずれは租税負担率も高くなることを覚悟しなければいけないと私は思っております。

今後の町民負担率がちょっと気になりまして、国民負担率のように町民負担率が算出できるのであれば、お聞きしてみたいなというふうに思っているんですけども、いかがでございませうか。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員の言われる国民負担率というお話をお聞きして、残念ながら町民負担率というのは、それを置き換えて算出できるかというお話なんですけれども、残念ながらそれは。町民の方が租税の負担ですね、と社会保障の負担、どのくらいしているかというのは、租税は特にみなかみ町に住んでいても、町外に固定資産とかいろいろ持って、それをどの程度負担しているかというのは、それは分からないんですよ。

ですから、そういうことですので、町民の皆さんがどの程度負担しているかが分からないものですから、それは今の仕組みの中でちょっと算出が不可能です。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 前回の質問の流れなんで、であろうなと思いつつ質問をしているんですけど、ただ、推測ですけども、前回の次の質問にも入っているんですけども、高齢者扶養率が前回聞いていまして、その扶養率が3人の高齢者に対して2人の若者が支えているよう

に僕は理解したんですね。それは正確には74%と言われたんです。ですから、この辺で町民負担率も少し漠然とですけども、できるなというふうに僕はちょっと思ったんですね。聞いてみたんですね。

次もそれにちょっと流れが同じなんですけれども、やっぱり高齢者扶養率は2050年で1.2人という低い数値です。町は、みなかみ町は74%ですから、1対1より低いですよ。ですから、ますます厳しい若者負担が、ますます物すごく厳しくなっていくだろうということは予想されるんですね。

そこで、町民の世代間の負担と利益の関係が知りたいなと思いまして、財政の真の受益者と負担者ですね、を推計する必要があるなと感じたんです。そこで、過去から現在、将来にかけての町の収入と支出を年齢階層別に分解して、1人当たりの生涯を通じた純受益額ですね、あるいは純負担額を世代別に算出したものが世代会計というんですね。ですから、その世代会計は生まれてから死ぬまでに支払う税金や社会保障料などの町民負担が世代間でどの程度違うのかという視点から財政のあり方を評価する仕組みなんです。財政の持続可能性を考慮した世代会計の分析は国が行っているんです。

みなかみ町の世代会計の数値を知りたくなかったんですが、世代会計の数値をお願いできますかという質問なんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 窪田さんのご質問は、ちょっと中身が高度で町がいろんな数値を持っていますけれども、持っていないものが多くて、なかなかできませんという答えしかできませんけれども、世代会計は個人が一生の間に国に支払う額と、国から受け取る額を世代別に推計する、これは先ほど窪田議員がおっしゃったとおりです。

国レベルの税金、社会保険料などの負担額と年金医療保険及び補助金の給付金などの受益額の差額を世代別に算出して、現在の価値に換算して、比較するものが議員のおっしゃる世代会計の数値ということになると思うんですけれども、町には対応する制度はございません。したがって、算出することはできません。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そうだと思うんですけれども、今後、合併する広域化の中で、町の何ですか、立ち位置といいますか、そういうのをはっきり僕は知っておくのも必要なと思って説明をしていただこうかなと前回から聞いているんですけれども。世代会計の数値というのは、僕は考えますに日本の社会保障で高齢者に偏っていて、現役世代に不十分であるなというふうに僕は思うわけです。ですから、そのラインがどの辺かなと思ったんですが、分かりました。

次の質問なんですけど、若者の高齢者扶養率や年金暮らしの高齢者、そしてひとり親世帯の生活保護率で気になるのが町民の年収です。特に若い人たちの年収です。前回の質問でお答えいただけなかった平均所得額は、みなかみ町は245万8,999円です。この数値は、総務省の発表の統計資料の基に市町村別の課税対象所得の総額を納税者数で割ったものが平均所得額と規定して出したものです。

ちなみに、みなかみ町の年収ですね、群馬県の35市町村中何番目ぐらいなのかと、それから全国で1,741の中で何番目ぐらいかなというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 平均所得が幾らというのは、お分かりのようですから、説明は省きますけれども、県内で35市町村中30位です。全国1,741市町村中1,498位ということになります。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 僕の調べた数値と同じです。

みなかみ町の年収構図というのが、300万円以下が47%で、300万円から500万円が26%なんですね。500万円から700万円が15%、700万円から1,000万円が7%、1,000万円から1,500万円が2%、1,500万円以上が1%という構図になっています。

そこで質問なんです。1990年代から民間の給与は年々下がり続けております。現在、町民の生活は、余りにも苦しい状況に追い込まれていると私は思っております。ここで視点を当てて、総合計画を策定し、現実的な施策を実現していただければ、町民は現状を理解し、将来の光が見えれば文句を言わないと思っております。ぜひとも町民の幸福度が増す施策を練っていただきたいと思います。

そこで、町民の平均所得が245万8,999円とするならば、47%の町民は、約月20万円以下で生活していることになります。それから、20万円以下の所得で暮らしているのが現時点では、今後は高齢者だと思んですが、今は若者が多いのではないかと推定しています。300万円から500万円が26%ですから、町民の76%以上の人が月40万円以下で暮らしていることになるわけです。

これから、みなかみ町に住んでいる若者が夢も希望も持たなくなってしまうのではないかなというふうに思います。所得の低い地域に住みたいという若者はいないと思います。結婚や出産は夢のまた夢と思います。

町長は、私の質問で、一般質問でかつて12月頃でしたか、去年、その前かもしれません。若者がみなかみ町に住んでもらえるような施策、例えばUターンとかIターンに支援をして、若者を呼び込むような施策を展開というふうにお答えになったのは覚えておりますか。忘却ですね、はい。

今後のみなかみ町の総合計画に、ぜひとも若者たちの所得増を盛り込むような施策を練っていただければと思っております。そうでないと移住・定住策とかローカルベンチャー創生支援事業が何となくかすんで見えるようになるんです、見えますね。

今後、定住自立圏構想が実施されていく中で、近隣の市町村内でみなかみ町在住の若者たちの所得が高くなれば、みなかみ町の魅力が膨れ上がり、大きくなって、集まるというふうに僕は考えております。ですから、町民、特に若者たちの収入増を考えていただきたいと思います。それには稼げる場を作れば解決するんですが、何が稼げる職業かを考え、

知識ではなく知恵を絞っていただければうれしいなと思っております。

そこで質問です。町長の公約には、「安全・安心な暮らし」を挙げております。公約実現に向けて町民、特にというか若者の収入増の施策はおありですかね、いかがなものでございますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私は、今までいろんな施策を提案して、認めていただいてやっていますけれども、特に若者に特化した政策ということでは考えてはいません。観光振興、商工振興、農林業振興、いろんな施策ありますけれども、これ町民、関わっている町民皆さん全体が、いろんな施策によっていい影響が及んでくるようなことになればいいなということでやっていますんで、特に若者に限った施策としてはやっておりません。

ただ、窪田議員おっしゃるように、みなかみから都内の大学に行ってもらう方に、新幹線を使って、行ってもらう人については補助金を出しますよとか、みなかみから新幹線使って、通勤してくれる人については補助金を出しますよとか、そういった人口増につながるようなことというのは、特に若者ということではありませんけれども、そういったことは今後もやっていきたいなというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 基本的には、快適な安全・安心な暮らしを支える場と、職場作りというのは、憲法の27条の「勤労の権利を有し、義務を負う」という、それから「国家は国民に勤労の機会を与えなければならない」ということを国ばかりではなくて、町としても勤労の義務を果たす場を作っていただければうれしいなと。そうすると、若者と僕はあえて言っているんですが、若者が収入が増えると少なからず税収も増えます。

ただ、一番心配しているのは、教育と収入の関係なんですね。教育費がやっぱり収入の比率で、大体高校入試から大学卒業までの入在学費用が900万円ぐらいかかると。20年間で、この1990年から失われた世界とって、大体そのときに貯金がゼロに近くなっていく。大体900万円ぐらいがなくなっているだろうと。これが高校生と大学生の1人分の費用とイコールである。ですから、あえて若者若者と言っているのは、やっぱり教育のその比率、教育費の比率が200万円から400万円未満の人は30%ぐらいの教育費がかかっているんですね。だから、800万円以上の豊かな人は15%ぐらいなんですね。

ですから、教育費の負担の大きさと少子化の問題が密接につながってしまっていて、子供の高い水準が保たれるということ、それからそれを達成するために子供の数が減らされているというのは、恋の裏表みたいなもので、教育にかかるお金がみんなで負担し合う社会であればいいんですが、日本の場合は、残念ながら個人責任で何とかする社会なんですね。当たり前のことなんですけれども、そうすると所得の格差、前回ジニ係数は言ったんですが、所得の格差が教育のチャンスの格差を生んでしまい、それから未来への希望の格差も生まれてきちゃうんですね。

ですから、あえて所得を言っているのはそういう背景がありまして、現実には1990年

におやじが働いて、おふくろは子供の面倒を見るという時代だったんですけども、今は共稼ぎをしていますが、なおかつあの時代の所得より低いという現実がありまして、子供の教育水準、教育高い水準を維持するためには、本当に両親が歯を食いしばって働いているわけです。できれば、町長にこの件をぜひ実現していただけるようなことがお願いできればと思ってお願いしたわけです。

次は、今は若者で、町民全体というんで、今度高齢者、高齢者にいきますけれども、やっぱり高齢者も2024年に後期高齢者が増えることはもう現実ですよ。団塊の世代がまず、うちの妻がそうですけれども、後期高齢者になります、あと4年後で。高齢者の収入も年金のみの収入では現役時代より激減しますよね。高齢者の年収増もちょっと視野に入れていただきたい。ですから、町民全体ということにこれはなるんですが。

2015年には、老後破産とか下流老人とかという、覚えていると思うんですけども、ショッキングなタイトルの本が出回ったんですね。去年は、老後の生活は年金だけでは2,000万円足りないという老後2,000万円不足問題が政争の、政治の論争に発展したわけです。厚生労働省は、2017年社会保障給付費が120兆円、人口のボリューム増、団塊の世代の後期高齢者が突入する2020年の150兆円で膨れ上がるわけです。その医療費ばかりではなくて、生活保護費も増えると、僕は予想しているんですね。

この高齢者の収入というか生活費が年金プラス生活保護費というのは、ちょっと寂しい感じが僕はします。そこで、できれば高齢者の収入は、年金プラス自分で稼いだ収入で豊かな生活づくりを自分で確保できればそういう町になってほしいと思っているんですが、町長には高齢者の所得増の施策はありますか。さっきの流れになっちゃうんですけども。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 高齢者の問題に答える前に、少子高齢化の話、教育費にお金がかかるから子供がなかなか増えないんだ、それは現実にあるんだと思うんですね。あと、若者の所得を増やすための、こういう施策というのは、やっぱりみなかみ町単独でやってもどうにでもなるもんじゃないんだと思うんですね。これは国の施策でやってもらわないと、国民に恩恵はないんだと思うんですね。ないというのは、みなかみ町でやるのはまず不可能なんだと思うんですね。

ただ、そんなことばかり言っていただけませんので、簡単に取り組めることについては、高齢者については、例えば健康で何かしたい、見つからないという人がいれば、シルバー人材センターに登録して、簡単な作業に従事したり、遊休農地を活用して、野菜とか花卉を栽培してもらって、直売所へ出荷して、多少の収入を得ていただくとかそういったことはやっています。

ただ、それだけで全て解決するとは思っていませんけれども、少しでも高齢者の生きがいにつながるような施策というのは、これからもやっていかなければいけないなというふうには思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 町長とは、まんてん星でずっと一緒にやってきたんですが、あのとき、取締

役だったんですが、その後、社長になりましたよね。そのときに、地域の高齢者に対して時給を払ってやりましたら物すごく喜ばれたんですよ。年金プラスアルファという、たったそれだけのことでそんなに喜ぶのかというのを僕は本当に実感しましてね、そういう大きなことではなくて小さなことを一つ一つ地域ごとに作って行って、働く生きがいか、それから収入がちょっと増えると気持ちもちょうと大きくなるし、食事もちょうと豊かになるしというんで、何かすごい元気なんです。また、翌年ないない、仕事ないというふうにして、そういう仕事をたくさん作って、今に至っているんですけども、後継者のフエキ社長も同じようにしていただけてくれるんで、割とそういう体験的に思ったので、大きなことじゃなくてもいいから、小さなそういう地域で働く場、つまり憩いの場もそうなんですけれども、作っていただけるというか考えていただけるとうれしいなということがあります、はい。

次の質問なんですけれども、これは定住自立圏構想が発表されましたんで、近い将来、川場村とか昭和村、片品村、沼田市が結婚相手になると言われているんですね。結婚相手に、結婚した後に、おまえのところはおまえ、所得低いな、俺んところは高いぞ、そういう肩身の狭い思いをするのは嫌なので、最初に知識を得て、構えておこうということで、川場、昭和、片品の群馬県の順位あたりを聞いておこうかなと、ちょっと思いまして、はい、よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 所得額でしたっけ、順位。

（「順位」の声あり）

町長（鬼頭春二君） 順位、はい。これは窪田議員が持っている総務省発表の統計資料において、平成30年度の課税対象所得を納税義務者数で割ったものです。川場村27位、昭和村19位、片品村32位、沼田市23位、みなかみ町は先ほど言いましたが30位ですね、はい。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） この数字もびたと合っています、私の調べたやつと。

片品村なんですけれども、236万7,737円でいいですか、大丈夫ですか。この数字が合っていないと、次の質問がぼけ、合ってる、ぼけちゃうので。

じゃ、次の質問させていただきます。みなかみ町は、市町村の合併の特例等に関する法律、合併特例法、平成16年法律第59号に基づいて合併して誕生した町です。平成大合併で合併特例措置、つまり合併特例債、それから合併算定替え、それから元利償還金の交付税措置、それから合併補正、それから合併補助金、このぐらいの特典を享受したわけです。行財政改革を推進してきました14年間。

合併をしてこなかった川場、昭和、片品、さっきの今の町民所得レベルを比較すると、みなかみ町が川場、昭和より低いというのはちょっと腹が立つんですね、まずね。それから、片品とは月8,000円しか変わらない。というのも、こういうのもね、何かいまちぐつと来ないんですね。若者のこれから減少がさらに加速して、高齢者の年金受給が増え

た場合、受給者がね、町民の年収差が近隣の市町村とかなり開くのかなと、そういう懸念をしているんですね。町民の暮らしの豊かさは金銭面だけではないんですけども、やはり最低限の豊かさを求めるのは経済が安定的でないと思えないと思っています。

14年間経過した平成大合併の合併特例措置の特典を町民は、つまり行政サービスですね、恩恵を受けてきたのかなというふうに思っています、町長はどうでしょうかね。我々は受けたんですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町村合併による合併特例措置につきましては、みなかみ町における行政サービスの充実、拡充を行うための財源として活用をしてきました。町民皆さんへの直接の給付等、そういったのは当然やっております。公共施設の整備とか運営等に関わる間接的なものでサービスを提供してきたということでございます。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 間接的なその内容も聞きたいんですけども、それは後にして、次回というか。時間もだんだん迫ってきたんで。

ちょっと横道にそれていいですか。基幹産業、町民の年収に関してではあるんですけども、基幹産業と位置づけている観光業において、参考になっているのが草津町なんですね。草津町のやっぱり群馬県の順位、相当高いとみんな想像しているんですね。その辺をちょっと聞きたいなど。草津町は、何位ですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 草津は県内31位です。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 思ったより低いですよ、草津町。みなかみ町より低いでもんね。だから、うれしいっちゃううれしいんですけども。

これはやっぱり全国の1、2位を誇る温泉地が意外と低い。これはやっぱりどうも宿泊業の宿命じゃないかと思っているんですね。これは草津町のその低い理由というのは、あえて聞こうかなと思ったんですけども、答えてくれる人はいるんですね、1人。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 総務省が発表している理由には、答弁することは問題ないと思うんですけども、やはりいろんな分析を含めてほかの情報のことを述べるのは、この場じゃ適切じゃないと思いますんで。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） なぜそれを聞いたかといいますと、みなかみ町も同じ理由なんですね。草津町は85%が大体観光産業でして、水上地区は水上温泉を抱えて、同じだと思っているんですね。それから、新治地区は猿ヶ京温泉、湯宿温泉を抱えていますので、ほぼほぼ同じというふうに思っています、町長は答えられないんで、僕が職業柄どっぷりつかって

ますんで、まず旅館経営の悪化ですよ。それから、もう一つは昔から衣食住を旅館がやっぱり賄いから全部担うんで、その分所得を低くしているというところがあるんですね。ですから、この辺を打開しないと駄目かなと僕は思って、今、一生懸命仕事をしているんですけども。

この水上地区の状況を少し説明しますと、金融機関の体力がまずないです。金融機関の体力がなくなりました。どのくらいなくなったかというのは、かつてドル箱だった民宿とか旅館が、もう金融機関が今、今のうちに処理したいと始めました。これ、つまり廃業なんですけれども、その動きが始まったので、僕も相談を受けているんですね。ですから、そういうことが分かるんですが。

金融機関で、水上地区は群馬銀行が撤退しましたよね。利根郡信用金庫水上支店は、支店長がいらないんです。知っていますよね。ということは、金融機関は温泉地を見放したということでしょう。捨てたということですね。そういうことよりも、みんなきっと金融機関そのものが地方から消えちゃう危機感を持っているんじゃないですかね。大体平均で人口が6,500人以下になると、金融機関はいなくなる。大体1店舗出すのに9,500人ぐらい以上ないと支店は作れない。ですから、水上地区が6,500人以下ですわね。

心配しているのは新治なんですけれども、利根郡信用金庫の水上支店の番号が0003なんですよ。新治支店が0004なんです。それで、1番が本店001、2番が中町店002、この番号を見ても分かるようにかつての栄光をやっぱり物語っていますよね。これがやっぱり猿ヶ京ですから猿ヶ京のことになっちゃうんですけども、身近にライフケアとか、みくに荘が廃業して、これは言っていないかどうか分かんないですけども、民宿経営者がダム関連へ勤めているというのが現状なんですよ。ですから、借金地獄で、もう塩漬け状態。もう廃業を待っている。それから、半分以上がきっと旅館業、宿泊業がなくなるだろうというふうに僕は想定してまして、湯宿を見るとやっぱり同じようですよ。やっぱりみやま荘、僕の大学の朋友、金田屋さんもやっぱり廃業になっていますんで。

ですから、この辺をやっぱり考えていただいて、できれば観光協会はちょっと現場と乖離しているんですよ。ですから、現状を見ていただいて、入湯税も一生懸命つぎ込んでいますから、できれば観光協会、観光商工課、商工会が一連となって本気で現場の状況を把握して、基幹産業を維持していただければうれしいなと、その提案なんですけれども、町長の諮問機関で会社を黒字にしている優秀な経営者を集めて、会議でも何でもいいんですけども、新しい打開策を見つけていただけるとうれしいなというふうに思っているんですね。

ですから、町長、また私の一般質問なんですけれども、重要課題の3番目に観光戦略の推進による町の魅力を発見、創造し、交流人口の拡大を図るというふうに明言されたんですね。基幹産業ですから、基幹産業と位置づけている観光業の復活のかじ取りですね、難しいと思うんですけども、お答えいただくと嬉しいなと、はい。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 年々、宿泊客数が減ってきていると、ここ四、五年は横ばいという状況というのは、認識は同じだと思うんですね。やはり観光業も自然に左右されると。天候である

とか、雪であるとか、いろんなものに左右される。また、新型コロナウイルスとかああい
った状況も左右されると。いろんなものに左右されますので、一生懸命皆さんやってくれ
ているんだと思うんですけども、なかなかそれが数字に表れてこないというそういう
現状はあるんだと思うんですね。

ただ、町も行政としてしっかり観光業に頑張ってもらわないと困りますんで、それはし
っかり支援はしていかななくちゃならないと思うんです。というところはあるんですけれ
ども、やっぱり観光業の主役は、民間事業者ですので、いろんな観光データを集めたり、分
析とかそういったものは行政が当然やっていかななくちゃいけないと思うんですけども、
また政策立案とかそういうのもしていかななくちゃいけないと思うんですけども、やは
り町民と関係機関が調整して、当然行政も入って、それでいろんなものをやっていくとい
うのは必要だと思っていますんで、今後もそういった方向でやっていきたいと思いま

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） あまりよく分からなかったんですけども、非常に難しいのは分かっている
んですが、中でも旅館業でも頑張ってる黒字でいるところがあります。何件でもないんです
けれども、そういう連中をやっぱりモデルとして、できればやっていただけるとうれし
いなどというふうに思っています。このままでいくと、だけれども本当に消滅しちゃいますよ。
観光地じゃなくて、字が間違えて閑古鳥の閑古地になっちゃうんじゃないかというふう
に僕は思うんですね。

じゃ、次の質問で。ちょっとこれは、この間、総合戦略の課長にお聞きしたんで、あれ
なんですけれども、地財ショック、僕もこれを合併と地方交付税の大幅な削減で知財ショ
ックと言われた時期が重なって、合併時に立てた財政計画が大幅に乖離した財政運営を余
儀なくされた。これを地財ショックというんです、というふうに僕も理解していたんで
す。

ただ、その延長線で今回の平成大合併で14年たって、ほとんどの合併特例措置が消え
て、これを僕も地財ショックだと思っていたんですよ。違うのかなと。間違っているの
かなというのを聞こうかなと思って、はい、よろしくお願いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 我々、行政にずっと携わっている人間は、平成13年に成立した小泉内閣が
構造改革の一環として、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にという小
さな政府論を具現化する政策として三位一体の改革というのが行われたんですね。その中
で、地方公共団体に関する行財政システム3つの改革で国庫補助負担金の廃止削減という
のが1つですね。税財源の移譲、国の税源を地方に移譲します。あとは、地方交付税の一
体的な見直しをやりますということで改革が進められたんですけども、地方公共団体に
とっては税財源の移譲による増額よりも国庫補助負担金の減額のほうが大きくて、加えて
地方交付税等が大幅な減額となったわけです。平成16年度の地方交付税及び臨時財政対
策債が、前年に比べ2兆8,623億円、12%の削減が行われた。地方公共団体の予算
運営に支障を来す事態に発展したことを、これを地財ショックというふうに私たちは言っ

ているんですけれども。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そうなんです。それは、分かっていたんですよ。

ただ、今回も地財ショックかなど。地財ショックでないならば、これは関連質問になってしまうかもしれませんが、今回の合併特例措置がなくなるのは想定内ということですよ。想定内ということは、これからも粛々と財政改革というか運営は、スムーズに和やかにいくというふうに考えていいんでしょうかね、想定内ですから。想定外だと、ちょっとえっとなるんで、問題起きますけれども。これから予算ですけれども、ずっといい予算が組んで、ずっといくんですかねということを思っちゃうんですけれども、これは関連で、ないんですけれども質問に。どんなものでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 想定内か外かと言えば、想定内でしょうね。

6番（窪田金嘉君） オーケーです。じゃ、想定内で進むと、粛々と進めると。はい、オーケーです。

次にお聞きしたいことは、6分しかないんで、ちょっと飛ばします。ちょっとあと6分しかないんで、飛ばします。

みなかみ町の財政力指数、前回聞きまして0.428だったんですね。大体昭和村とほぼ一緒なんです、平成17年に0.47ですね。それから、平成19年が0.50です。平成25年が0.45で、平成26年が0.45と比べて、だんだん財政力指数がよくなっていったんですね。ですけれども、今回0.428で減少しているんで、これの歯止めはかかるのかなということと、あとこの減少の理由なんですけれども、基準財政収入額と基準財政需要額の分子と分母がの関係は分かっているんですね。分子が減少した要因と分母が大きくなった要因をちょっと詳しく教えていただくと嬉しいなと思っています。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 財政力指数が年々減少傾向にあると、それはご指摘のとおりです。

比率の分子であります平成20年度の基準財政収入額は38億795万円、30年度が31億8,161万円、6億2,634万円、16.4%減少しているんですね。

何で減少したかという大きな原因は、町民税が2億9,119万円、固定資産税3億3,128万円の減少となっている。それが、一番大きな原因だというふうに理解してもらえたら。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 時間がないので、もう一つ、経常収支比率ですけれども、95%なんですけれども、これも昭和、片品、川場は80%台なんです。みなかみ町は、合併して、平成17年が102.8、それから19年が95.6、平成25年が86.7、平成26年が87.3、こうやってよくなっていったんですけれども、また95に悪化したんですよ。これのこの硬直した理由は何かということと、その平成25年の数値に戻ることはありやな

きやということを開こうと思っているんですけども、はい。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 経常収支比率の比率は、窪田議員がおっしゃったとおりですよ。

比率の分母であります平成20年度の経常一般財源収入額が94億2,610万円で、30年度が91億5,545万円となっていて、2億7,065万円、2.9%減少しているんですね。

減少の主な要因は、地方税7億8,163万円の減少に対して、地方交付税が増えているので、4億3,324万円。3億4,839万円のところで差が出ています。

差額の主なものは、地方交付税の合併算定替えによる加算額の制度に基づく縮減で、平成30年度に加算額については、2億5,357万円の減額となっています。

この比率の悪化は、これ制度的によるものが非常に大きいんだと思います。30年度の県内平均においても94.5%、高い数字になっています。

議長（小野章一君） 窪田議員。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 分かりました。

時間がないので、あと1問だけすみません。実質赤字比率とか連結実質赤字比率とか、公債費ですとかもろもろ聞きたいところだったんですが、これは国に対する数字に向けて、町民に向けての数値ではないように私は思っていて、できれば今後、町民が幸せになる行政サービスとはどのような形かということ、どうすれば町民が幸せを実感できるのかということを知りたいと思いますけれども、よろしいですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民の皆さんが幸せというのはどういうんだと。一般的に、満ち足りており、不平や不満がないこと、そういうのが幸せとを感じるんじゃないんでしょうか。

行政サービスにおいて、町民の皆さんが不平や不満がない状態が理想と言えますけれども、でも同じ環境にいても個人の考え方によって感じ方は違いますよね。単純にやっぱり対策を行えないというのが今の認識です。不平不満を早期に解消を図る、そういったことは新たな事案は発生させない、そういう意味では重要であるというふうには感じています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） じゃ、ありがとうございました。時間ですので、終わります。ありがとうございました。

議長（小野章一君） 6番窪田金嘉君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開を3時10分といたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（14時55分 休憩）

（15時10分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

通告順序3 11番 石坂 武 1. 湯原地区公共施設最適化事業の取り組み
2. 民法一部改正による成人式の取り組み

議長（小野章一君） 次に、11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 11番石坂。

議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の前にお断りをさせていただきますが、最近の傾向として、意識しての対応なのか分かりませんが、無駄な内容を含む回答がいたずらに長いように私自身は感じております。50分という時間が限られていますので、質問内容に特化した簡潔明解な回答を心がけていただければと思います。

また、いつもお願いしているところですが、回答の内容によって質問が重複するということがありますので、あらかじめご了解を願いたいと思います。

それでは、1問目、湯原地区公共施設最適化事業の取り組みについて伺います。

この事業につきましては、今年度当初予算に新規事業基本計画策定調査委託料として計上されていると思いますが、まず、それに間違いはないか、伺いたいと思います。

なお、回答は計上されているか否かについてのみ回答いただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 間違いございません。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その上で伺いますが、公共施設最適化事業とはどういうものなのか、事業の背景、事業概要等具体的に教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 冒頭石坂議員から簡潔な答弁をしろというご指摘をいただいておりますけれども、質問の趣旨を理解して説明いたしますので、多少の時間がかかりますが、ご理解をいただきたいと思います。

みなかみ町は、町村合併によりまして多くの類似施設を有しております。合併時には、町の経常費比率が100%を超えるなど行財政改革は緊急の課題でありました。この状況を改善するために行財政改革大綱や集中改革プラン等を策定し、今日に至っております。

石坂議員も当時職員として中心的な役割を担っていただいたと記憶しており、また多くの職員の皆さんにご協力をいただいたという認識であります。現在でもこの計画を基本として取組を進めているところですが、予算規模や施設の在り方等については目標どおり進んでいないのが実情であります。ファシリティマネジメントの重要性に鑑み、費用、時間

を要しても取り組むべき課題と捉えております。

国が平成25年11月にインフラ長寿命化基本化計画を策定し、その中で地方公共団体の役割を示しました。これにより全ての公共施設等を対象に総合的かつ計画的な管理の推進を図るため、それぞれの地方公共団体が方針を定めた行動計画を作成いたしました。この計画を公共施設等総合管理計画と言っております。

町では、平成27年2月に策定し、町ホームページでも公表しており、基本的な考え方として、今までは古くなったら建て替えるという事後保全でありましたが、今後は長寿命化を図るための予防保全を構ずることにより、コストの縮減と費用の平準化、また人口減少、少子高齢化が進む中であって、公共施設等の適正配置等を目指すものであります。

湯原地区公共施設最適化事業は観光会館や社会体育館等目的別に複数の施設が設置されている地域であるため、みなかみ町における公共施設等の適正配置等を進めるモデルとして検討をお願いしているところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 最適化事業には、集約化、複合化、転用事業とあると思いますが、それぞれの事業について簡単な内容説明と、今回はこの事業がその中のどの部分に当てはまるのかを含めて、財政措置も含めた中で、説明を願いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 最適化事業ということでありませけれども、ただ今回の場合の湯原地区の公共施設については、じゃ、どれがどうのとかそういった観点では現在詰まっております。今後今の施設がまずどうなっているかということをも最優先で調べて、今後湯原地区にはどういう施設が必要なのかというのを地域の皆さんの意見を聞かせていただいたり、議員の皆さんの意見も聞かせてもらったり、そういったところで今後どういった施設を残していくべきか等を決めていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 公共施設の最適化事業の概要というところの中に集約化事業、あるいは複合化事業、転用事業ということで、私の調べた参考資料の中には、どの部分に区画されるというのがあります。恐らく担当課長は承知していると思いますけれども、その辺も十分に精査してやっていただきたいとそういうふうに、まず思います。

それで、この事業については、当初予算の概要がこれですね。施策別の主な事業、計画的な財政運営の推進の項目に抜粋であえて記載しているほどの重要事業として捉えているはずですが、その部分についての見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 平成元年度当初予算の編成時においては、やはり旧湯原地区の公共施設については、それぞれがかなり建設から経過年数がたっているということもありまして、早急に検討を進めていかなければならないという判断の下に、まして新規事業ということもありましたので、概要版に載せさせていただいたということでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほどの集約化、複合化、転用事業ということの部分について説明をといてところがまだ漏れておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

公共施設最適化事業等の概要の中に議員の言われる集約化事業、複合化事業、転用事業と大きく分けて3つに分かれております。

集約化事業というのは、例えば公民館AとBがあったとしたら、それを1つを廃止にして2つの機能を集約化して一体の施設として整備するもの。

複合化事業というのは、例えば既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の昨日を有した複合施設を整備すること。

転用事業というのは、既存の公共施設を改修し、他の施設として利用することでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると、おのずとどこに当てはまるかというのが見えてくるかというのが見えてくるかなとそういうふうには思っております。

また、先ほどの財政措置の関係の説明もまだ受けておりません。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） すみません、財政措置の話ってちょっとよく分かんなかったんですけども。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今総務課長の説明の中の恐らく同じ資料を見ているんだと思うんですけども、特交でどれぐらいが出るだとかそういった部分について説明をお願いしたいとそういうことです。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

公共施設等の適正管理の推進につきまして、集約化、複合化事業を対象事業とした公共施設等適正管理推進事業債というものがございます。こちらに集約化、複合化事業に、また公共用建築物の長寿命化事業、社会基盤施設長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、市町村役場機能緊急保全事業、除却事業が該当するということになっております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 既に過去の予算審査、あるいは全員協議会の場において今後の予定や進捗状

況を伺っておりますが、今年度中に地元区長さんと関係者の皆さんに加わっていただいた中で、検討していきたいとの明確な回答をいただいているわけですが、現状余り活発な動きが見えてきません。その点についての説明をお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 湯原地区の公共施設の検討については、まず、検討委員会を設けて検討しますということで、所管課長、議会から議長、副議長、総務文教常任委員長、地域代表として区長会みなかみ支部長、有識者として前橋工科大の準教授のシミ先生、それから副町長に入って検討委員会を組織しています。

その後ワーキンググループを作って検討を進めるということで取り組んでいるという話なんですけれども、石坂議員ご指摘のとおり、なかなか動きが見えないというところでありまして、適切な議論をお願いするために前提となる課題等の整理に時間を要しておりまして、ワーキンググループの開催には今のところまだ至っていないというところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今の回答に尽きるのかと思うんですけれども、もう既に今年度も終わろうとしているわけです。あまりにもスローモーな対応と言わざるを得ない状況にあると思うんですが、その点については率直にお認めになりますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 特に意識して遅くしているとかそういうことではございません。課題が大きい課題でありますので、課題整理に時間がかかっているということでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それでは、主要施策の一つとして捉えているこの事業について、来年度、令和2年度の予算計上は怎么样了。予算計上がなされている場合はその内容について、予算計上がなされていない場合は主要施策でありながら、なぜ予算計上しないのか、しなかったのかについてと、なぜ予算計上しない、できない旨、先ほど来話がありますけれども、事前説明がされていないのかについても教えてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどなぜ動きが遅いかというところで課題等の整理に時間がかかっているということで説明をさせていただきましたが、それが大きな原因でございます。特に令和2年度については、予算を計上しておりません。令和元年度の予算を繰越して進めていくという予定であります。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると、先ほどメンバー構成の部分について説明がありましたけれども、当然のこと区長さん等も入っていただけという話が前あったわけなんですけれども、そういう話のところまでも進んでいないとそういうことでいいですか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） ワーキンググループに入っていただく区長さんにはまだ話が行っていないということになると思います。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすると、地元の湯原区長さんの扱いも同じことでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） そういうことになろうかと思えます。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、この事業については、やはり先ほど町長触れておりますけれども、観光会館周辺整備モデル事業という言い方をする方もおります。事業そのものがモデル事業としての位置づけでもあり、今後月夜野地区、新治地区においても参考になるべく事業ということで、大変関心の高い事業であると思えますが、その点についてはどういった見解をお持ちでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） みなかみ町は3町村が合併した町でございますので、旧3町村にそれぞれ同じような施設を持っていますから、当然そういうことが言えるんだろうと思えます。ただ、旧みなかみ地区の観光会館周辺の施設が特に老朽化が進んでいるということでもあります。特にそこから先に検討していきたいということで始めているところであります。

ですので、年数がたっていけば、当然月夜野地区、新治、同じことが言えると思えますので、当然同じような検討はしていかなければというふうには思っています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 質問が前後して申し訳ないんですけども、地元の区長さんということについて把握ができております。

それで、地元についてのメンバー構成というのは、具体的にどの程度考えているのでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） ワーキンググループに入っていただく地元の有識者ということで、湯原区、鹿野沢区の区長さんに入っていただきたいという、これはあくまでも案です。案ということでご理解いただきたいと思えます。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 議員の取扱いはどうなりますか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 議員さんは検討委員会に議長、副議長、総務文教常任委員長さんに入っていますので、そこで足りているのかなというふうに理解しています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 既にちまたにおいては、すぐにも観光会館を壊して事務展開がされるという方も少なくありませんし、そう思っている方が相当数いるというのが現実であります。

予算計上のみで何のアクションもしない、何の方向性も示さず、先ほども言いました何ら事前説明もなく、来年度は具体的な予算計上もなく、このままにしておくこと自体に問題があると思うわけですが、見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今年度調査費を計上して調査していこうというところで、現在止まっているわけですので、これが早急に調査をして具体的に動き始めれば、当然予算計上もしなければならぬというふうに思っています。

ただ、観光会館にしる、社会体育館にしる、かなり大きな建物ですので、あれの代替施設とかそういったことを考えると、かなりの財源が必要になってくるというふうに思いますので、町はいろんな行政課題を抱えていますので、やはり着手する順番を十分に見ながら検討して決めていかないと、なかなか簡単にやりません、やりますとかそういった話にはなかなかならないと思いますので、とにかく調査を進めてどういった施設がいいのか、それにはどのぐらい財源が必要なのか、そういったことを詰めて、ほかの例えば防災無線の話ですとか、小・中学校の統合の話ですとかそういったものと整理をして取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） なお、参考に申し上げますが、先月、2月7日、保健福祉センターを会場に行われた老人福祉センター閉館に伴う説明会の席上、町の主要施策の一つとして課長より観光会館と社会体育館を壊して周辺を整備するとの説明もされております。これについては既に決まっているように聞こえるわけですが、これは今後の検討事項ということではないのでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そのとおりです。そういった説明をしたとすると、それは住民の人に大変な誤解を与えたと思いますので、訂正をさせていただきます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 対比をして説明しているわけですから、出ている人もそういうふうにとっちゃいますし、その辺誤解が生じるなと思いましたので、あえて触れさせていただきました。

なお、耐震等の関係から、観光会館を壊す可能性が高いかもしれません。しかしながら、現在はあくまでも決まっている話ではないと、そういうことで理解をしておりますけれども、そのとおりでよろしいですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そのとおりです。壊すとかそのまま使うとか何も決まっています。これか

らの議論です。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今、もろもろ私のほうで話をしたとおり、誤解が誤解を招いているという現実が特にみなかみ地区ではあります。観光会館もう壊すんだよと。したがって、もう去年あたりから来年度の事業はそこではやらないんだよと。実際にそういった部分がありますので、慎重かつ大胆に進めてもらう分は進めてもらいたいと思いますし、またそれじゃ、来年度の予算、補正になるんでしょうけれども、どこを目途にその補正といいますか、時期的な目安というのがありますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それはございません。現在の調査を見ないと何とも言えないと思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 諸事業に係る先ほど町長も説明がありましたけれども、経費の問題等があるということは私としても理解ができます。しかしながら、主要事業として取り上げている以上、このままにしておくということは許されるものではないと思うんですね。町の主要事業の計画の一つに捉えている以上、財政面、これも大変なことは分かります。そしてトータル的に判断、調整をし、見通しだけでも示していただけていたならば、こういった誤解もなかったんだろうということのをちょっと申し述べてその見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはり事業を進めていく上には、慎重にも慎重な調査を進めて、皆さんの同意をいただいて進めていかなければならないというふうに思いますので、ちょっと時間はかかっておりますけれども、決してやらないということではありません。整理ができれば順次次の段階に進んでいけるんだというふうに思っていますので、決してやらないということではありませんけれども、ただ時期的なものは調査とかいろんなもの、時間がかかりますから、今の時点でいつやりますとかそういった明言はできませんけれども、将来的に向かって整備していくんだという考えでいますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほども申し上げましたとおり31年度には主要予算の概要で、主な事業ということで取り組んでいるわけですよ。それで方向が、時期がということが変更なり、延びるのであれば、事前に地域の皆さんもそうですし、議会もそうです。その辺には説明がないとこのような誤解が生まれるのではないかなとそういうふうに思っているわけですね。ほかの事業展開もそうだと思うんですよ。先ほど言ったとおり、いろんな事業があるわけですけども、最近にそういったことが多々あるからとそういうふうに思っております。

また、重複しますけれども、支所、公民館、体育館、観光会館等々をどうするのか、先ほども申し上げましたけれども、モデル事業としての注目度は非常に関心も高いし、注目

もされているということでもありますので、スピーディーな対応ができなかったその原因ということが、もう今まで言っていますから、あるということなんですけれども、ならば、諸問題についての細かな詳細説明は随時やるべきではないでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 当初予定したものがなかなか進んでいないというそういった経過説明はそれははしくちやいけないというそれは認識をしておりますので、もしそういうことがあれば、順次説明をしていきたいというふうに思っています。

なかなか計画どおり進まないことが多いわけですけれども、皆様のご理解いただいて進めていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 計画どおり進まないというようなことは、もろもろの諸事情ということは私も分かります。その分かる中で細かな機を逸さない、時機を逸さない変更なりの説明をするべきではなかったかなということで、何回もくどいようですけれども、そこを申し上げております。

また、町長、ちょっとそうじゃないよと言うかもしれませんが、私の感覚としては、質問がなければそのまましておいてよいというようなことに見えるわけですね。それは絶対ないんだろうとそう思います。

先ほども言いました。全ての事業展開において時機を逸さない対応、説明が必要ではないかということをお願いするとともに、それには町長、これは必要ないとよく言っていますけれども、これ、質問ではありません。そういったことの誤解を取る意味でも、町長と語る会等の開催も有効手段の一つではないかということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、2問目につきましては、民法の一部改正による成人式の取り組みについてです。

まず、本題に入る前に、そもそも成人とは、成人式とは町、教育委員会においては、どう捉えているか、まず、お伺いします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

みなかみ町では、現在当該年度中に二十歳になる新成人を対象に成人としての自覚を促すとともに、町全体で新成人の門出を祝福することを目的として成人の日の前日に式典を実施しています。

みなかみ町で育ち、町や国の未来を担う若者が成年年齢となり、大人としての自覚と責任を一層強く持って、これからの人生をたくましく生きていってほしいという思いを込めて、町として成人式を行い、新成人の門出を祝福することはとても大事なことでと考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番(石坂 武君) 町といますか、町長のほうの立場としてはどうでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 先ほど教育長が答弁しましたけれども、教育長と同じ意見です。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) それでは、次に、成年年齢を18歳に引き下げることの内容とする民法の一部改正する法律は、2022年4月1日から施行されることになると思います。

既に県内の数自治体においては、改正後は現状の二十歳対象に、名称は二十歳を祝う集いだとか変更した上で開催をするという決定が見えております。また、新聞紙上でも報道もされているわけですが、みなかみ町においてはどのように考えているか、教えていただきたいと思います。

議長(小野章一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) 民法改正後、情報収集いたしまして、有識者であります教育委員と社会教育委員に意見を伺いながら、その検討の最終な詰めに入っております。

今現在では、やはり他市と同じように二十歳で行うのがよいのではないかというような段階に来ております。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 先ほど県内の自治体の話もさせていただきました。具体的にその県内の数自治体がどのような対応をしているか、状況について教えていただきたいと思います。

議長(小野章一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) 県の子育て青少年課が昨年11月に、成人の日記念事業に関する調査を実施しまして、12月10日付で県のホームページに結果が公表されました。それによりますと、県内35市町村のうち、二十歳を対象に記念事業を実施する市町村が11、そのほかの24市町村は未定でございます。その後、昨日3月2日現在でホームページ等で確認いたしますと、さらに3つの新たな市が二十歳で実施することになっておりました。

二十歳で実施する記念事業の名称は、既に決定しているところは邑楽町で「二十歳のつどい」と決定しまして、高崎市も仮称では、同じように「二十歳の集い」、太田市は仮称で「二十歳を祝う会」というのがホームページで掲載されております。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 細かく利根沼田の現状はどうですか。

議長(小野章一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) その調査の結果で分っているのが、沼田市と川場村が二十歳で実施するということになっています。片品と昭和、みなかみ町はまだ決定していません。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 決定している部分で見ますと、おおむねという大多数が、二十歳を祝うというか名称を変えた中でやるというようなことが多いようです。

成人年齢を18歳に引き下げるとはいえ、たばこ、お酒は依然として二十歳からということになっているんだと思います。この点も考慮する必要があると思いますが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） やはり成人式に関わりまして、成人としての自覚を深めるものでございますけれども、この機会に中学校卒業以来離れていた同級生が集まって祝福する会などがそれぞれで行われ、飲酒等でその場を盛り上げてきたと思います。成年年齢が18歳になったとしても、やはりそのような同級生が集まって盛り上がるとうする雰囲気というのは、十分予想されるというふうに思います。

しかし、先ほど議員もご指摘のとおり、飲酒や喫煙等はこれまでどおり二十歳からということになっていますので、雰囲気任せに法令違反などが心配されるというふうに考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 仮に18歳で成人式ということになると、受験や就職という時期と重なって、その点についても考慮することが必要になると思います。この部分の考え方を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 18歳になる年度は、やはり大学受験や就職準備など将来に関わる大切な時期であり、その年度のどの時期に式典を開催しても落ち着いた環境で成人式を祝うことが難しいと考えています。ただし、法令で18歳で成人になるということになりますと、成人となる年に町として何らかの自覚を促す働きかけは必要かなというふうに考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その場合、改正後最初の成人式においては18歳、19歳、二十歳と3年分を1回で開催するというようなことにも状況としてはなりかねないと思うんですね。会場の問題等含めて大変な対応を強いられることになると思うんですが、その辺については何かありますか。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 対象年齢を18歳として式典をする場合は、令和4年度が制度の変わり目と

なるため、同時に19歳、二十歳も成人対象者になりますので、令和2年1月31日現在の住民基本台帳に登録されている対象人数を見ますと合計で472人になります。その3学年が同一箇所で一斉に成人式を行うことになり、カルチャーセンターのホールの収容人員が親子席を除くと390人、出席率が例年大体80%ぐらいですので、80%だとしてもやはりカルチャーセンターで一斉にやるのは難しい状況だというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今トータルでは472名という説明があったんですけども、年齢別に区分すると何人になりますか。18歳、19歳、二十歳の人数。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 令和4年度に18歳になる対象者は135人、19歳になる対象者は168人、二十歳になる対象者は169人でございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 参考に伺いますけれども、それ以降の数値というものを具体的に持っていますか。例えばその後は何人とか。今のところ、そこに今はないですか。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 基本台帳でやっておりますので、また転出転入でどんどん変わりますので、ちょっと詳しいデータを持っていませんが、児童生徒数を考えると増えることはございません。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 特に女子においては相当前より晴れ着等の準備もしなければならないという実情もあるようです。その点については、どのようにお考えですか。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） やはり成人式は女性ほとんどが晴れ着を着用されているようですので、聞くところによりますと、美容院の予約や衣装を1年以上前から準備されている方もいるということでございますので、町として早急に実施方法を決定し、町民に周知する必要があると考えています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） いずれにしましても、先ほど申し上げました2022年4月1日には法律が改正されます。該当者はもちろんのことですけども、保護者の方々も大いに気になるところだと思います。町、教育委員会がいつ方向性を出すのかという内容の問い合わせが私のところへも何件か来ているというような関係で今日質問をしているわけですけども、

町なり教育委員会にも同趣旨の問合せ等があるのではないかと思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 具体的に電話がかかってきたり、訪問されての問合せというのは、今現在把握しておりません。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 町においてもそうですか。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） こちらにも直接そういう問合せはございません。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 恐らくもう少し先にいくと、そういった趣旨の問合せもあるんだろうと思うんですね。そうした場合に先ほど申し上げたとおり、方向性、これって、早ければ早いほどいいんだと思うんですね。結論を早く出すように努力をしていただければと思っています。

また、関連で伺いますけれども、町村合併時、平成17年当時ですが、町民体育祭、戦没者追悼式、そして成人式等については、3年に一度旧町村持ち回りで開催されるということが決められたと当時担当やっていたもんですから、承知をしておるんですが、ここで通告に従いまして、成人式に特化して伺いますけれども、毎年カルチャーセンターで行われるようになった理由、またその調整はどう行い、そう決定したのか。

さらに合併前は旧町村1月と4月で町々で開催をしていた現実がありますが、1月開催に至った経緯も含み、説明をお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 明確な理由がちょっと資料のほうには残っておりませんが、合併協議会の部会の会議録等から推測したことをこれからお答えしたいと思いますけれども、平成16年10月19日に開催された第4回利根西部合併協議会教育部会の会議録には、新町以降後開催時期、場所等について速やかに調整するとありました。これは成人式についてです。

合併後の成人式の実施状況としましては、直後の平成18年、1月になりますけれども、大変な豪雪で豪雪対策本部が設置されるほどの記録的な年でした。それは1月の第2日曜日にカルチャーセンターで実施しています。平成19年、20年は、記録的な豪雪を教訓に、雪の影響を考慮し、区長会等の意見を聴いた中で総合的に判断して、開催時期をずらして4月の第1日曜日にカルチャーセンターで実施しています。平成21年度以降は雪の影響が少ないとの判断の下、1月の第2日曜日にカルチャーセンターで実施しています。

会場につきましては、施設の収容人員、駐車場等を考慮し、総合的に判断してカルチャ

ーセンターで実施しているものと考えられます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それで、基本的な部分になるんですけども、成人式の件については、当然町と教育委員会においての打合せ、検討は既にされていますよね。

2022年4月1日の改正ということはもう分かっているはずで、それに向けて各自治体、群馬県の自治体も方向性を出しているとそういったことの中で、さあ、それでは町と教育委員会の中で決定しなくちゃなんないわけですから、その辺の打合せはやられていますかとそういう話です。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 先ほども申し上げた社会教育委員、教育委員等から意見を伺いながら、教育委員会のほうで案をつくりまして、町長に直接その内容を説明して、方向性を確認しているところです。

ですので、今後は今月の総務文教常任委員会、議員全員協議会にお諮りして、今年度中に町の方針を決定して、速やかに町のホームページや広報みなかみで町民に周知していく予定でございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今年度中に決定をして速やかにということですが、その決定をする周知については年度をまたぐということになりますか。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） ホームページにつきましては、決定後速やかに全員協議会でご了解いただければ、その後速やかにホームページにアップできるかなというふうに思います。ただ、広報につきましては、4月号に間に合いませんので、5月号になるのではないかなと考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ちょっと前の質問の関係で、ちょっと戻りますけれども、湯原地区の公共施設最適化事業の取組についてですけども、これについては先ほど町長が話をされたとおりの、まだ決定事項ではないよとかそういった部分については当然聞かれると思うんですよね。もう既にそういう誤解を招いている人たちに。私が質問したということをおそらく聞き及ぶでしょうから、今の現状については報告しても全然問題ないですよ。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 問題ないと思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） いずれにしましても、2問目に戻りますけれども、民法改正後の成人式について既に今までの回答を聞きますと、骨子、方向性は固まっているんだなということが私としてもうかがえるわけです。一応時機を逸しないということもありますので、なるべく早めに周知をして決定をしていただきたいということを申し上げて、該当者、保護者等の不安を一刻も早く取り除くためにも、正式に早急なる方向性を示していただくことをお願いするとともに、町長の回答についても非常に協力いただきましたので、久しぶりに時間を余して終了することができます。これで質問を終わります。

議長（小野章一君） これにて、11番石坂武君の質問を終わります。

散 会

議長（小野章一君） 以上で、本日の議事日程（第1号）に付された案件は全て終了いたしました。明日3月4日は午前9時より一般質問を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（15時56分 散会）